

# 日野市 情報公開制度の手引き

令和5年4月

日 野 市

総務部総務課

## はじめに

本市は、昭和 62 年に情報公開制度を実施し、以来、市の情報を提供、公開し、行政の透明性の向上と市民協働参画を進めてきました。

近年においては、市民参加、市民と行政との協働、地方分権等の意識が高まり、なお一層の市民と行政との情報の共有化が求められてきている中で、市民の知る権利に応え、市民にとって利用しやすい情報公開制度とするとともに、行政の説明責任を明確にし、行政の公正性、透明性を高めていくための情報公開制度を推進しているところです。

この手引きは、市民の皆様が情報公開制度の仕組みと情報公開条例の趣旨・内容をご理解いただくとともに、職員の皆様が情報公開制度を正しく理解し、適切に事務処理を行うための指針となることを願って作成したものです。

各実施機関及び各部署においては、この手引きにより、情報公開制度の仕組みを十分に把握し、その統一かつ適正な運用に努められるようお願いいたします。

情報公開制度の手引きは平成 20 年 3 月に策定されたものですが、平成 26 年に行政不服審査法が改正されたことに伴い、不服申立て制度の記述を「日野市個人情報保護制度の手引き」と整合させ、近年の不服申立て事例、判例等の状況を勘案して一部記述を変更しました。また、令和 5 年の個人情報保護法の改正に合わせ、非公開情報の記述を変更する日野市情報公開条例の改正を行ったことから手引きの改訂を行いました。

今後も、運用にあたって直面する疑問を一つ一つ解決しながら、この手引きの更新を行っていくとともに、市民と市の情報共有が推進されるよう、より一層の情報公開制度の充実に向けて参りますので、職員の皆様のご協力、市民の皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日野市総務部総務課

# 目次

はじめに	0
<b>I 情報公開制度の概要</b>	<b>1</b>
1. 情報公開条例のあらまし	2
2. 行政情報公開請求の流れ	4
3. 審査請求の流れ	5
<b>II 情報公開条例の運用解説</b>	<b>7</b>
第1章 総則	8
第1条 目的	8
第2条 定義	9
第3条 この条例の解釈及び運用	12
第4条 適正な請求及び使用	13
第2章 行政情報の公開	14
第5条 行政情報の公開を請求できるもの	14
第6条 行政情報の公開請求手続	15
第7条 行政情報の公開義務	17
第7条第1号 法令秘情報	18
第7条第2号 個人情報	19
第7条第3号 事業活動情報	22
第7条第4号 秩序維持情報	24
第7条第5号 審議検討情報	25
第7条第6号 行政運営情報	27
第8条 行政情報の部分公開	30
第9条 公益上の理由による裁量的公開	32
第10条 行政情報の存否応答拒否	33
第11条 公開請求に対する決定等	35
第12条 理由付記等	37
第13条 公開決定等の期限	38
第14条 第三者保護に関する手続	41
第15条 審議会への報告	44
第16条 行政情報の公開の方法	45
第17条 手数料等	47
第18条 他の制度等との調整	49
第3章 審査請求	50
第19条 審査請求	50
第20条 審査会への諮問	52
第21条 諮問をした旨の通知	53
第22条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	54
第4章 審議会への諮問	55
第23条 審議会への諮問	55

第5章	情報公開の推進	56
第24条	情報公開の総合的な推進	56
第25条	複数回公開した行政情報の公表	58
第26条	出資等団体等の情報公開	59
第26条の2	指定管理者の情報公開	61
第27条	行政情報の管理及び検索	62
第28条	運用状況の公表	63
第6章	雑則	64
第29条	委任	64
<b>III</b>	<b>資料</b>	<b>65</b>
1.	日野市情報公開条例	66
2.	日野市情報公開条例施行規則	78
3.	日野市情報公開事務取扱要綱	97
4.	日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例	104
5.	日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例	108

# I 情報公開制度の概要

## 1. 情報公開条例のあらまし

### (1) 関連法令等の成り立ち

情報公開制度は、1970年代に日米で発生した政府機密情報の漏えい事件、ロッキード事件を契機に、政府が持つ情報への国民の関心が高まったことが端緒となった。言い換えれば、これらの事件は、政府が持つ情報に対し国民がアクセスし、公正で透明な国政運営を国民自身が監視しなければならないという危機意識を生む結果となった。

そのような状況の中で、1980年代前半から、各自治体で情報公開条例の制定の機運が高まりを見せ、日野市においても1987年（昭和62年）に日野市情報公開条例が制定される運びとなった。

一方、行政情報公開法が制定されたのは1999年のことだが、以来、情報公開制度と「車の両輪」である公文書管理法の制定などがなされている。

### (2) 「知る権利」

判例においては1950年代以来、「知る権利」の存在は言及されており、憲法21条に定める「表現の自由」から導かれるものとして認識されてきた。すなわち、国民が各自の的確な理解と判断のもと国政に関与し、主権者としての意思を形成するには、その前提として、国政の重要な判断の資料が国民に提供されなければならないと、憲法21条により保障された表現の自由により発信された情報を「受信する自由」もまた憲法21条が保障しているものと考えられた。

しかし、判例において「知る権利」は、1969年の「博多駅テレビフィルム提出命令事件」などに見られるように、どちらかと言えば、同様に憲法21条から導かれる「報道の自由」を指すものとして使われており、「行政情報へのアクセス（開示請求）の権利」として、正面から認めた最高裁判例は、まだ現れていないと思われる（ただし、最判平成21年1月15日の泉、宮川裁判官補足意見に登場しているなど、否定されているものでもない）。

「知る権利」が「行政情報アクセス権」の文脈で明文化されたのは、長きに渡り各自治体の条例内に留まっていたが、平成23年の行政情報公開法改正案に初めて盛り込まれた。結果としては継続審議となり明文化はされなかったものの、やはり「知る権利」は「行政情報アクセス権」を含む、という大枠では一致しているといえると思われる。日野市においても、このような状況に鑑み、日野市情報公開条例第1条において「知る権利」の保障を明らかにしている。

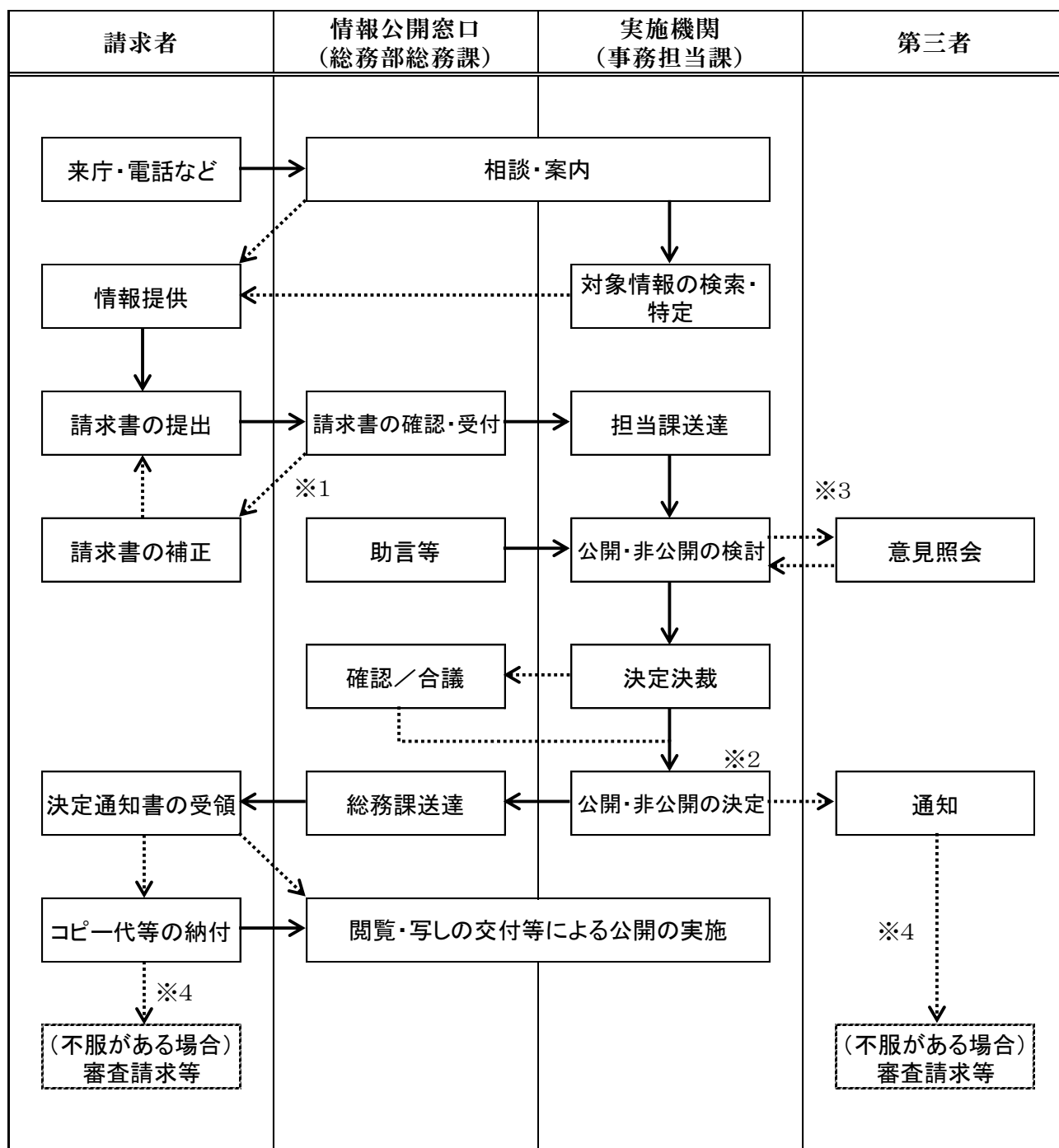
### (3) 日野市情報公開条例の特徴

日野市情報公開条例の主な特徴としては、以下の通りである。

- ① 条例の目的には、市の説明責任及び市民の「知る権利」の保障が明記されている（第1条）
- ② 公開請求ができる行政情報を拡大し、非現用文書も含む「組織共用文書」や、紙面上存在しない文書でも電子データであれば開示対象となる「電磁的記録」が含まれている（第2条）
- ③ 情報公開の総合的な推進について定め、情報公開請求に限らず、情報公表、情報提供などの施策充実に努めることとなっている（第24条）
- ④ 出資等団体に関する情報公開について、具体的な仕組みを設けている（第26条）

⑤情報公開条例の実効性確保のため、行政情報の管理及び検索に係る責務規定が設けられている（第27条）

## 2. 行政情報公開請求の流れ



※1 請求書の内容に不備があった場合、総務課又は主管課から請求者に補正依頼を行う

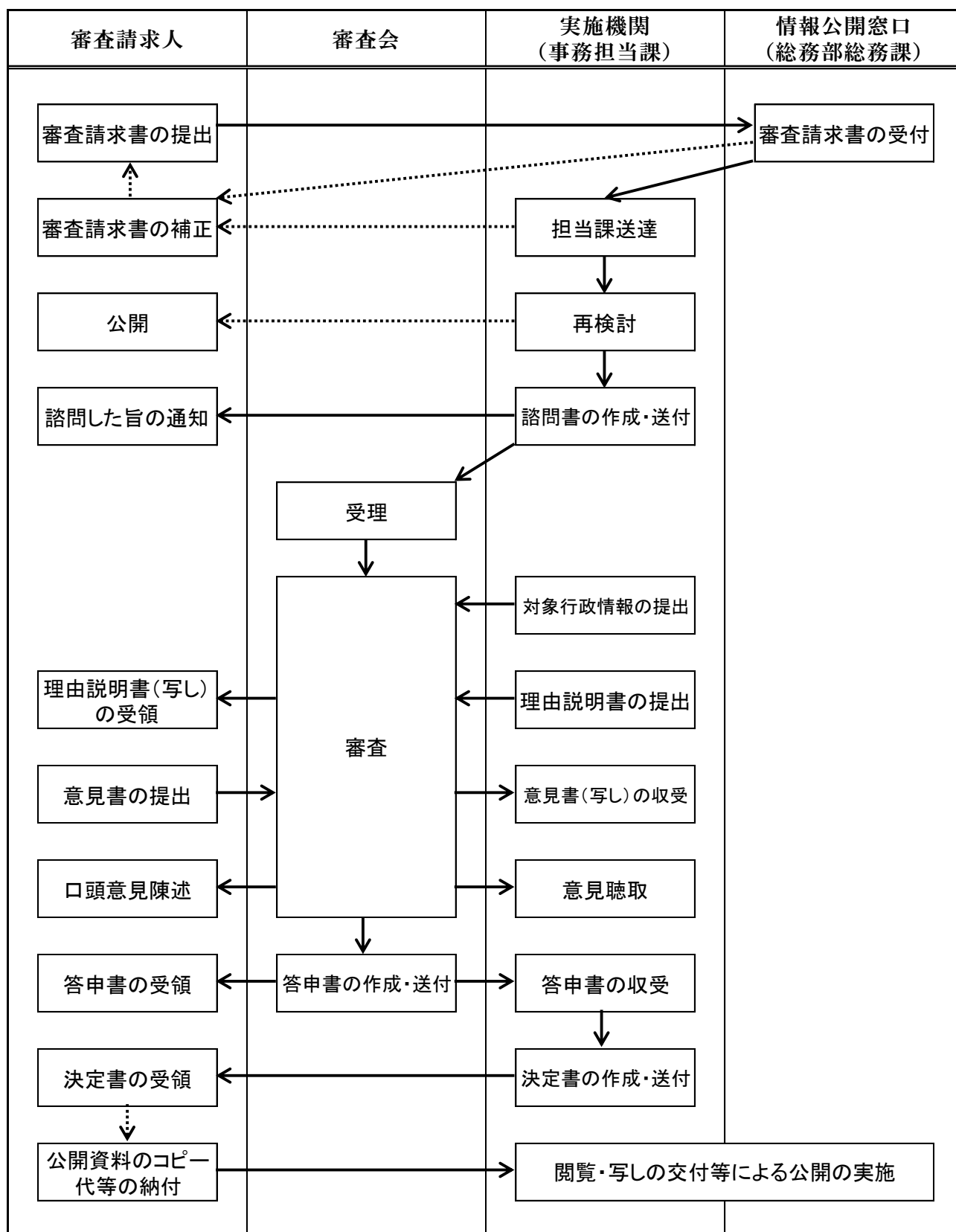
※2 補正後の「請求書の受付」から「公開・非公開の決定」まで原則14日間以内に処理しなければならない

※3 第三者に関する情報が含まれている場合、当該第三者に意見照会をすることができる

※4 決定に対して不服がある場合、3箇月以内に審査請求をすることができるほか、6箇月以内に訴訟を提起することができる(85頁の教示文及び行政不服審査法、行政訴訟法参照)



### 3. 審査請求の流れ





## II 情報公開条例の運用解説

# 第1章 総則

## 第1条 目的

第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）の情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、もって参画と協働による公正で透明なまちづくりに資することを目的とする。

### 【趣旨】

この条は、市政に関する市民の「知る権利」の保障及び市の説明責任の遂行を、情報公開制度の目的とすることを明らかにしたものである。

### 【説明】

1 「市政について市民の知る権利を保障する」

日野市の情報公開制度は、昭和62年(1987年)に旧条例のもとで市民の「知る権利」を保障する制度として発足した。この条例においても引き続き、市民の「知る権利」を制度の基礎にするという基本的趣旨を堅持することを表している。

2 「市が市政に関し市民に説明する責務を全う」

市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにして、それを市民に対し説明する責務(説明責任)を負っており、情報公開制度はそれを全うするための制度であることを明らかにしている。

3 「参画と協働による公正で透明なまちづくりに資する」

この情報公開制度の実施により実現すべき市の姿勢を明らかにするものである。市政に関する情報を広く公開することにより、市民が行政運営に関する認識を深め、適切に意見を形成できるようにすることが、情報公開制度の目的として表されている。

## 第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第16条各号に掲げるものを除く。）をいう。

### 【趣旨】

この条は、この条例において用いられる「実施機関」と「行政情報」の定義について示したものである。

### 【説明】

#### 1 「実施機関」

実施機関とは、この条例により行政情報の公開をする機関のことである。この条例では、地方自治法に準じ、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員を指す。

なお、市長の附属機関である各種審議会、審査会等は市長が実施機関となる。

また、一部事務組合や出資団体などについては、市とは別の独立した団体であるため、この条例の実施機関とはならない。一部事務組合等へは、行政情報の公開について指導等を行うこととなる。(59頁の「第26条 出資等団体等の情報公開」、61頁の「第26条の2 指定管理者の情報公開」を参照)

#### 2 「行政情報」

(1)「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員及び議長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に属するすべての職員をいう。なお、市議会議員は含まれない。

(2)「職務上作成し、又は取得した」とは、職員がその職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して職員に職務上の作成権限又は取得権限があるか否かは問わない。したがって、実施機関の職員本人が直接作成等した場合のほか、受託事務従事者や指定管理事務従事者が、実施機関の職員に代わって作成又は取得した場合を含む。また、作成又は取得について、その内部事務手続が完結しているか否かも問わない。

(3)「文書」とは、文字又は符号を用いて紙等の物体の上にある程度の永続性をもった状態で記載されたものをいう。

(4)「図画」(とが)とは、ある情報を象形を用いて、紙等の物体の上にある程度の永続性をもった状態で記録されたものをいう。

- (5)「フィルム」とは、マイクロフィルム、映画フィルム、スライド等をいう。
- (6)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。
- (7)「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、実施機関の組織において業務上必要な物として利用又は保存されている状態のもの(組織共用文書)をいう。
- (8)「当該実施機関が保有している」とは、法律上又は事実上あるものを自己の支配下に置いている状態をいう。したがって、物理的に当該情報を占有している必要はなく、例えば文書を倉庫業者に預けている場合などであっても、実施機関が保有していることになる。また、公開請求時点で保有しているものに限り情報公開の対象となるものであり、公開請求時点で作成していない文書は(たとえ作成予定が明確であったとしても)公開対象とはならない。一方で、作成等して保有していれば足りるのであるから、未施行であっても公開対象となる。
- (9)「個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第16条各号に掲げるものを除く。」とは、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの等この条例の対象とする必要がないものや、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から独自のアクセス制度が定められており、この条例の対象とすることが適切とはいえないものを、行政情報の定義から除くものである。

3 上記、「行政情報」の定義に補足し、行政情報の該当性の判断に重要な点を以下に挙げる。

(1) 記録性

行政情報とは、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であるため、何らかの媒体に記録されている必要があり、同時に各媒体類そのものを指す。したがって、個人の思考等に留まっている情報は行政情報とはなり得ないし、「行政情報＝メディア」であって、単一の情報を指すものではない。

(2) 組織共用性

行政情報は、実施機関が組織として利用している文書等を指す(11頁の<組織共用性の判断>参照)。したがって、職員の個人的な検討段階に留まる資料や、以後の執務の個人的な便宜のためだけに手元にある資料などは、組織共用性が無いとされる。したがって、「起案文書などの下書き」「会議録作成用のメモ」「電話のメモ」「行政文書の複写物を便宜的に保管している場合」などの個人メモは、原則として組織共用性が無い。ただし、個人メモであっても、事実上組織で利用しているものについては、組織共用性がある場合がある(正式な会議録が未作成であり、事実上組織で共有して会議録として利用している出席者の個人メモなど)。

なお、組織共用性のおおまかな判断にあたっては、「当該職員個人の一意でもって当該文書を廃棄できるか」「他の職員に当該文書の存否が認知されているか」が指標となり得るので、留意するものとする。

<組織共用性の判断>

文書類型	組織共用性該当条件	条件の説明及び具体例
作成文書	①職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、かつ②組織において利用可能な状態で保存されているもの	<p>①「職務上の内部検討に付された時点以降」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した職員の個人的検討の段階を離れ、課長等一定の権限(日野市事務決裁規程上の決裁権又は代決権をいう。)を有する者の関与を経た時点</li> <li>・台帳、帳簿類及び簡易又は定型的な文書については、当該組織において利用するために作成された時点</li> <li>・起案文書については、起案者により作成された時点</li> </ul>
		<p>②「組織において利用可能な状態で保存されている」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回付中、決裁中であるもの</li> <li>・キャビネット、文書保存庫に保存されているもの</li> </ul>
取得文書	①受領した時点以降のものであって、かつ②組織において利用可能な状態で保存されているもの	<p>①「受領した時点以降」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの文書で、郵送等により実施機関に到達した時点</li> <li>・市民等から文書を直接受領した時点</li> <li>・会議等で配布された文書で、配布された時点</li> </ul>
		<p>②「組織において利用可能な状態で保存されている」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員に到達したもの</li> <li>・回付中、收受決裁中のもの</li> <li>・キャビネット、文書保存庫に保存されているもの</li> </ul>

### 第3条 この条例の解釈及び運用

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重するとともに、市が市政に関し、市民に説明する責務を全うするようにしなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

#### 【趣旨】

この条は、第1条の規定とともに、条例全体の解釈及び運用の基本を定めたものである。

#### 【説明】

- 1 「市民の知る権利を十分に尊重する」  
本条例が市民の「知る権利」を実現するために制定されたものであることから、行政情報については公開を原則として、非公開とする場合はあくまでも例外としなければならないことを示したものである。
- 2 「市が市政に関し、市民に説明する責務を全うするようにしなければならない」  
この条例の目的のひとつが市民に説明責任を果たすことであることから、この条例の解釈や運用をするときは、実施機関は常に市民に対する説明責任を果たすことを念頭に行わなければならないことを定めたものである。
- 3 「個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない」  
思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人の尊厳を守るために最大限に保護されるべきものである。第6条に基づく行政情報公開請求手続については第7条第2号に保護すべき個人情報に関する規定があるが、第24条に定める情報公開の総合的な推進提供や、第25条に定める複数回公開した行政情報の公表などについても、本条、個人情報の保護に関する法律及び日野市個人情報保護法施行条例等に基づき個人のプライバシーに最大限配慮したかたちで行うべきであることを明らかにしたものである。



## 第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより、行政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して適正な請求に努めなければならない。

2 この条例の定めるところにより、行政情報の公開を受けたものは、それによって得た行政情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

### 【趣旨】

この条は、行政情報の公開を請求しようとする者及び行政情報の公開を受けた者の責務を定めたものである。

情報公開請求にあたっては、その請求理由や使用目的を問わないのが原則である。しかし、情報公開制度の目的は第1条に定めるとおりであるので、情報公開制度の健全な機能のためには、開示請求者はこの条例の目的に沿った請求及び使用が求められる。

### 【説明】

#### 1 第1項

この項は、この条例の第1条に掲げる目的(市民の知る権利の保障と市の説明責任の遂行)に即して、適正に請求するように努めなければならないことを表したものである。

この項により、実施機関は不適正な請求をしようとするものがある場合、そのものに対して適正な請求をするよう要請するものとする。また、社会通念上著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理に従って請求を拒否するものとする。

#### 2 第2項

この項は、公開を受けた情報について、この条例の第1条に掲げる目的(市民の知る権利の保障と市の説明責任の遂行)に即して使用しなければならないことを表したものである。

この項により、実施機関は行政情報の公開によって、その情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。

#### 3 本条の想定する不適正な請求又は使用としては、具体的には個別のケースごとに実施機関が判断することとなるが、例として以下のようなものが考えられる。

(1) 請求者の言動、請求の内容、方法等から、以下の例のように開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき

ア 短期間に集中した大量請求、正当な理由がない同一請求の反復など、実施機関の業務を停滞させることを目的とした請求であることが明らかに認められるとき

イ 特定職員に対する誹謗中傷など、その他開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき

(2) 開示を受ける意思が無いことが明らかに認められるとき

(3) 開示の実施等において以下の例のように不適正な行為が繰り返されるとき

ア 行政文書の特定に応じない

イ 特定の職員による応対を一方的に強要する

ウ 開示日程を一方的にキャンセルする

## 第2章 行政情報の公開

### 第5条 行政情報の公開を請求できるもの

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政情報の公開を請求することができる。

#### 【趣旨】

この条は、行政情報の公開を請求する権利を、条例上の具体的な権利として保障するとともに、この権利は市民に限らず誰でも行使できることを定めたものである。

#### 【説明】

- 1 「何人も」  
国籍や住所、個人、法人を問わず、また法人格のない社団等も含まれる。
- 2 行政情報の公開を請求できるものの範囲を「何人」とした趣旨は、下記の通りである。
  - (1) 情報化社会の進展により、市域を超えた情報の広範な交流が求められているため
  - (2) 生活圏が拡大しているため、市の行政に利害関係を有するものの範囲が市民に限られなくなっているため
  - (3) 今日の自治体の情報は、その自治体と住民に限られることなく、他の自治体やその住民との間においても、有機的なつながりを持つものとして活用されているため
- 3 なお、何人も請求することができるが、一方で開示請求権は請求者本人の一身に専属する権利であるから、請求者が死亡すると同時に当該請求は当然に終了する。

#### 【参考判例】

- 食糧費情報公開請求事件(最判平成16年2月24日)

## 第6条 行政情報の公開請求手続

第6条 行政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した行政情報公開請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求する行政情報の名称その他当該行政情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

この条は、行政情報公開請求についての具体的な請求方法及び請求書上の不備がある場合の補正手続を定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

- (1) 「何人も」請求を認めているにもかかわらず、氏名及び住所又は居所の記載を求めている理由は、実施機関が公開請求に対して公開・非公開の決定をして通知するために必要であるため、また本条第2項の補正のためなどで請求者に連絡を取る必要が生じることがあるためである。
- (2) 公開を請求する行政情報の特定は、受理した実施機関が請求対象行政情報を調査検索して特定する上で必要であるために記載を求めている。
- (3) 請求書様式は、規則第3条に定める第1号様式「行政情報公開請求書」（83頁に掲載）のとおりである。上記の他、電話番号等の記載を求めている。

#### 2 第2項

- (1) 「請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「行政情報を特定するに足りる事項」の記載に不備があり公開を求められている行政情報を特定することができない場合等をいう。
- (2) 「相当の期間」とは、請求者が補正をするために社会通念上必要とされる期間をいうが、具体的には、個々のケースごとに実施機関が個別に判断するものとする。
- (3) 「実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する」とは、様式上の不備、とりわけ行政情報の特定について、実施機関が請求者の参考となる情報を提供するよう努力をしなければならないことをいう。

請求者は、どの実施機関に、どのような行政情報が保管されているのかを知らないケースがほとんどであるから、行政情報の特定には実施機関の協力が不可欠である。そのため、実施機関の職員や情報公開窓口の職員は、請求者が知りたい情報は何なのかをよく傾聴し、どのように請求したら取得できるか、請求したい行政情報は具体的にどのようなものなのかを請求者に対して情報提供するよう努力しなければならない。

- (4) 実際の補正作業にあたっては、原則として請求者により直接請求書を加筆訂正するものとするが、請求者本人の了解を得て、電話等で聴き取りを行い、実施機関が加筆訂正することも可とする。

**【関係規則】**

(行政情報公開請求書の提出)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求書の提出は、行政情報公開請求書（第1号様式）により行うものとする。

## 第7条 行政情報の公開義務

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

### 【趣旨】

この条は、公開請求があったときは、公開請求された行政情報に、この条の各号（第1号から第6号まで）のどれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関は、行政情報を公開しなければならないことを定めたものである。

### 【説明】

- 1 この条では、非公開情報の類型を限定的に列挙し、非公開情報以外は原則公開しなければならない旨を定めたものである。

したがって、たとえば請求者が必ずしも知りたい情報に含まれていない事項が対象行政情報に記載されている場合に、そのみを理由に当該箇所を非公開とすることはできない。

- 2 公開義務と守秘義務について

職員は、職務に関して知った情報を漏らしてならないことが、地方公務員法第34条に規定されている。これを守秘義務という。

一方、この条では行政情報は原則として公開しなければならないことが定められており、守秘義務との関係が問題となる。

地方公務員法上の守秘義務の対象となる秘密は、実質秘であると解されている。つまり、非公知の事実で、かつ秘密として保護に値する事項であるが、本条各号の非公開情報とは必ずしも全て一致するものではないと考えられる（名古屋地判平成16年7月15日）。

ただし、条例上の義務として開示する行為は、地方公務員法上の漏えい行為には該当しないと解され、守秘義務違反を問われるものではないと解される。

### 【参考判例】

- 火災原因判定理由書非開示決定取消請求事件（名古屋地判平成16年7月15日）

## 第7条第1号 法令秘情報

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は国等の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公にすることができないと認められる情報

### 【趣旨】

この号は、法令や条例の定めによって、又は実施機関が法律上従う義務があると判断する国等の機関の指示等で、公にすることができないと認められる情報が記録されている行政情報は非公開とすることを定めたものである。

### 【説明】

- 1 「法令等」とは、法律、命令、条例をいう。
- 2 「国等の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するもの」とは、国等からの指示等に対して法律上従う義務がある事務をいい、主に法定受託事務を指す。なお、法定受託事務とは、地方公共団体が行う事務のうち、国や他の地方公共団体から委託され、代行して行う事務のことであり、国政選挙事務や生活保護事務などがある。
- 3 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公開することを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公開することができないと認められる場合等をいう。
- 4 本号に該当する情報例としては、以下のようなものがある。
  - (1) 法令及び条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
    - ア 閲覧等が禁止されている情報(日野市印鑑条例等)
    - イ 他の目的で使用することが禁止されている情報(統計法等)
    - ウ 具体的な守秘義務が課せられている情報(地方税法等)
    - エ その他法令の趣旨・目的からみて公開することができない情報
  - (2) 国等の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公にすることができないと認められる情報  
当該指示等による非公開の妥当性についての判断基準は次のとおりとする。
    - ア 国等の機関からの指示等が法定受託事務に関するものであり、かつ、大臣等の権限のあるものから発せられたものであることが明らかであり、かつ、その指示等に対し、法律上従う義務を有すると実施機関が判断したものであること
    - イ 文書等によるものであること
    - ウ 公開できない趣旨及び範囲が明確であること

## 第7条第2号 個人情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等(法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人(法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名については、公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を害するおそれがある場合は、公開しないことができる。

### 【趣旨】

この号は、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報は非公開とすることを定めたものである。

### 【説明】

- 1 プライバシー権は、憲法第13条より、幸福追求権の一部として導かれる人権とされているが、その具体的内容は法的にも社会通念上も、必ずしも明確ではない。そこで、個人に関する情報で特定の個人の識別が可能であるものを原則非公開としている。  
一方で、個人のプライバシーを保護する必要性に乏しいものや、公開することにより更なる公益が認められるものについては、例外的に公開することとした。
- 2 「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、年齢、生年月日、思想、信条、学歴、病歴、所得、財産等個人に関する一切の情報をいい、当該個人が生存しているか死亡しているかも問わない。また、文字情報である必要はなく、音声、指紋、写真等も含まれる。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、例えば個人経営事務所の代表者名などを指すが、これは個人に関する情報ではあるが、一義的には企業等の法人に関する情報である。

そのため、情報の性質上本条第3号に定める「事業活動情報」により判断すべきものであるから、この号からは除いている。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に直接関係が無い個人情報については、この号の対象となる。

- 4 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、氏名、生年月日等によってその情報が誰に関するものであるかがわかるもの、又は直接的ではなくとも他の情報と照合すること等により、間接的に個人が識別、特定される可能性のあるものをいう。

この号では、容易照合性を要件としていない(「容易に識別することができる」などの文言ではない)ことから、なんらかの手法をもって個人を識別、特定することが可能な情報であれば本号に該当する個人情報となる。

- 5 「個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)が含まれるもの」とは、旅券番号、運転免許証番号、個人番号、指紋・顔認識データ等当該情報単体から特定の個人を識別することができるものである。

- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接にかかわる情報や、未公表の論文等の著作物で、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- 7 但書アは、法令等の規定や慣行として、何人も知ることができ、又は知ることが予定されている情報(以下「公領域情報」という。)については、この号本文で規定している非公開情報から除外することを定めたものである。

(1)「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現在、誰でも入手することができるような状態におかれている情報をいう。したがって、一度公にされた情報であっても、時の経過により少数の者しかその情報を知り得る者がいない状態に至った場合などは、公領域情報に該当しない。また、当該情報を入手するのに特殊な技術や立場を要する場合なども同様に該当しない。

具体的には、市が市民向けに主催した講演会の講演者の氏名などがこれにあたる。

「慣行」には、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予想されていることで足りる。

慣行による公領域情報の例としては、叙勲者名簿や、中央省庁職員録などが該当する。

(2)「公にすることが予定されている情報」とは、実際には公にされていないが、将来的に公にされることが予定されている情報をいう。

「予定」とは、将来公にされることが具体的に決定されていることまでは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に応じて、通例公にされるべきものと考えられていることをいう。

- 8 但書イは、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、その情報を公にすることによる個人の生命、健康、生活、財産を保護する利益が上回ると認められる場合に、その情報を開示することを定めたものである。

個人のプライバシーをはじめ、正当な権利利益は十分に保護されるべきものであるが、開示することにより保護される利益がそれに優越する場合には公開されるべきとの考えか



ら定められている。

個人の権利利益には様々なものがあり、また、個人の生命、健康、生活、財産の保護についても、保護すべき程度に差があるため、個別の事案に応じた慎重な検討が必要となる。また、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、但書イによって情報を開示しようとする場合には、第14条第2項により当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

9 但書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の「職」「氏名」「職務遂行の内容」に係る部分を開示することを定めたものである。

(1)「公務員等」には、広く公務遂行を担う者を含む。一般職／特別職、常勤／非常勤を問わない。

また、過去に公務員であった者の情報については、公務員であった当時の情報についてこの規定が適用される。

(2)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一因として職務を行う上での情報を指す。

具体的には、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言等の情報がこれにあたる。

公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等は、当該職員が遂行した職務の情報ではなく、職員として受けた身分取扱いの情報であるため、この号には該当しない。

(3)ウの但書について、本条第2号但書ウの規定の趣旨は、公務員の職務に関する情報は基本的には個人に関する情報であったとしても、公務員の職務について市民に対し説明責任を果たすため、またその責任の所在を明らかにする必要があるため、例外的に公開することにある。

しかし、公務員の職務に関する情報には、その公務員個人の権利利益に関する情報と一体となっているものがある。

こうした情報について、公務員の氏名までも公開することで、その公務員の個人としての権利利益を害する結果となるケースが考えられるため、そのような場合は公務員の氏名を非公開とすることができるとしたものである。

## 第7条第3号 事業活動情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関等(法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。)の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### 【趣旨】

この号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報と、法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報や、公にされないと法人が信頼して提供した情報(任意提供情報)を非公開とすることを定めたものである。

### 【説明】

1 当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益が害されるべきではないことから、そのような情報を非公開とするものである。

(1)「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報」については、下記ア、イを踏まえ、判断する。

ア「法人その他の団体等」には、株式会社等の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等が該当する。

イ「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

(2)「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、下記ア、イを踏まえ判断する。

ア「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業(物品販売業、保険業、物品貸付業その他)を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

イ「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であつて、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非公開情報に該当するかどうか判断するものとする。

(3)「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、下記を踏

まえ判断する。

ア「権利」は、信教の自由、集会又は結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指す。

イ「競争上の地位」は、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

エ「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

2 非公開を前提とした情報の任意提供は、一般的にほかに知らされないという認識と信頼のもとに行われており、そのような情報を公開した場合、提供者と実施機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定められたものである。

(1) 「行政機関等(法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、行政機関等が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、公開しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。

この号は提供者の信頼を確保するための規定であるから、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公開しないことに合理的な理由があるものをいう。

(3) 「その他の当該条件を付すること」において、公開しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

3 但書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、個人の生命、健康、財産に危害が加わっていたり、加わるおそれがある場合には、その事業活動が違法、不当であるか否かを問わず、それらを保護するために公開することが必要な情報については、公開しなければならないとするものである。

これにより、事故や災害等による危害の発生を未然に防止したり、すでに発生してしまった危害を排除したり、その拡大を防止したり、再発を防止するために必要な情報は開示すべきものとなる。

4 この但書によって情報を開示しようとする場合は、第14条第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

## 第7条第4号 秩序維持情報

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

### 【趣旨】

この号は、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

実施機関の保有する情報の中には、公開することにより、犯罪を誘発したり、容易にするおそれのあるものなどがある。よって、このような情報については、公共の安全と秩序を維持するため、非公開とするものである。

### 【説明】

- 1 「人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護」のために非公開とする情報とは、具体的には次のような情報をいう。
  - (1) 公開することにより、犯罪の被疑者、参考人又は通報者が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは健康に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報
  - (2) 公開することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報
  - (3) 公開することにより、違法または不正な行為の通報者又は告発者が特定され、その結果これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがある情報
- 2 「公共の安全と秩序の維持」とは、平穏な市民生活、社会の風紀、その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。人の生命、健康、財産等に被害が及ぶ類のものではなくとも、公開することにより犯罪を誘発等するおそれがある場合に非公開となる。具体的には、法人等のものを含む印影などがこれに該当する。

## 第7条第5号 審議検討情報

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 【趣旨】

この号は、国の機関等における内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。国の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねたうえでなされており、その間の国の機関等における内部情報の中には、公開することにより、外部からの干渉、圧力等により国の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については、非公開とすることとした。

### 【説明】

- 1 「地方公共団体」には、執行機関(市長、各行政委員会及び監査委員)及び議決機関(議会)並びにそれらの補助機関(職員)のほか、執行機関の附属機関(審議会等)を含む。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続きの確保を保護法益としたものである。
- 4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公開されることによる国民への不当な影響を避けることが趣旨となる。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を公開することにより、不正な投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合をいう。「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」と同様に、事務又は事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 6 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公開することによる利益と支障とを比較し、公開することの公益性を考慮してもなお、その

支障が重大で見過ごすことのできない程度である場合をいう。

#### 7 非公開の会議と会議録の公開・非公開について

教育委員会、情報公開・個人情報保護運営審議会、建築審査会といった合議制機関等においては、合意形成のための自由な論議や発言を保障するために、あるいはプライバシーや企業秘密に関する事項を取り扱うために、会議を非公開とする場合がある。そこで、会議が非公開の場合は会議録も非公開とすべきかということが問題となる。

会議の非公開が、個人情報や事業活動情報を理由とする場合は、会議録を非公開とすることが必要な場合も考えられるが、自由な発言の確保等の必要性という観点からは、会議が非公開であっても、当然に会議録が非公開となるものではない。

当該合議制機関等の性質や審議事項の内容、会議を非公開としている理由に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を不当に損なうおそれ等について判断するものとする。

## 第7条第6号 行政運営情報

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

この号は、公開することにより、国の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

国の機関等が行う事務事業は、公共の利益のために行われるものである。公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼし、結果として公共の利益を損なうおそれがある情報は、非公開とするものである。

なお、この号のアからカまでの規定の文頭に列挙されている項目は、各実施機関に共通してみられる事務事業に関する情報で、性質上、公開することにより、適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な例が掲げられているものであり、この号の対象となる事例を限定列挙したものではない。

### 【説明】

- 1 (1)「国の安全が害されるおそれ」には、国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)が該当する。
- (2)「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、日本が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等も該当する。
- (3)「信頼関係が損なわれるおそれ」には、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ及び次に掲げる場合など、日本との関係に悪影響を及ぼすおそれが該当する。
  - (ア) 開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる場合
  - (イ) 他国等の意思に一方的に反することとなる場合

(ウ)他国等に不当に不利益を与えることとなる場合

(4)「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」には、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、日本が望むような交渉成果が得られなくなる、日本の交渉上の地位が低下するなどのおそれが該当する。

2 以下の事務に関する情報の中には、公開することにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為(財産の隠ぺい等)を助長するなどのおそれがあるものがあり、このような情報について、非公開とするものである。

(1)「監査」とは、主として、監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

(2)「検査」とは、法令の執行の確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(3)「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限についての適法、適正な状態を確保することをいう。

(4)「試験」とは、人の知識、能力等又は者の性能等を試すことをいう。

3 以下のような契約等に関する情報の中には、例えば、交渉や争訟等の対処方針等が含まれており、公開することで市等が当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とするものである。

(1)「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(2)「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(3)「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てなどがある。

4 調査研究に係る事務に関する情報の中には、公開することによる次のような支障が生ずる場合があり、これらを非公開とするものである。

(1)知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2)試行錯誤の段階の情報について、公開することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

5 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

6 企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報が該当する。

7 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、ア～カに定める条項に直接該当することは認められない場合で、なおかつ行政運営の適正な執行に必要なであると認められる場合に非公開とできる条項である。

本項の恣意的な運用を防止する為、本項柱書に基づいて情報を非公開としたときは、実施機関は、その判断が適正であったかのチェックを受けるために、速やかに日野市情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければならない(44頁の「第15条 審議



会への報告」参照)。

## 第8条 行政情報の部分公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 【趣旨】

この条は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより、当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非公開部分を除き、他の部分の公開を行うことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1)「公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合」とは、公開請求対象として特定された行政情報が記載されている一単位の行政情報の中に、法令秘情報等の非公開情報が同時に記録されていることをいう。行政情報の単位については、各事務の処理方法や情報の保存状況等により個別に判断する。

(2)「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」とは、非公開情報に係る部分についてのみ、局所的にマスキング等による非公開処理を行うことができる状況をいう。行政情報全体に非公開情報が及んでいる場合などは、局所的な非公開処理を施すことができないため、この項に該当せず、規則第4条第1項第3号に定める第4号様式「行政情報非公開決定通知書」により全部非公開決定を行うこととなる。

(3)「区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれる」とは、公開請求対象となる行政情報に対し、局所的にマスキング等の非公開処理を行った結果、残った部分を公開したとしても、公開請求の趣旨に照らして、公開の意義を失うに至ったと認められる場合をいう。

したがって、非公開情報を除いた部分では公開請求の趣旨が損なわれると認められる場合は、本条の適用がなく、非公開決定を行うこととなる。

(4)「当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない」とは、部分的に公開することができ、またマスキング処理によっても公開の意義を失わない場合には、残った公開すべき部分については公開しなければならないとするものである。

したがって、非公開情報以外の部分に関するマスキング処理は行ってはならず、例えば公開請求に当たって公開請求の趣旨以外の情報が同時に行政情報に記載されていた場合であっても、「公開請求の趣旨以外の情報」を非公開とすべき規定が存在しない以上は、原則としてこの項の規定により公開すべきこととなる。

## 2 第2項

公開請求に係る行政情報に、第7条第2号に規定する個人情報に記載されている場合は、本来、当該行政情報全体が当該第三者の個人情報であるため、全体を非公開とすべきこととなる。しかし、これでは公開請求対象に個人情報に記載されていた場合はすべて非公開することとなってしまう、結果として知る権利の保障が実質的に不十分なものになってしまう。

そこで、当該特定個人を識別できる記述部分についてのみマスキング等の非公開処理を行うことで、当該第三者の権利利益が害されるおそれなくなるに至る場合にあっては、当該識別部分のみを非公開とすることによって、個人情報(非公開情報)に該当しないとみなすこととしたものである。

- (1)「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」とは、氏名、住所等の個人を識別させる部分をいう。
- (2)「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ」とは、個人を識別させる要素を除去してもなお公開することにより個人の権利利益を害する場合のことであり、例えば、カルテや反省文など個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の著作物等、公開すると個人の正当な権利利益を害するおそれのある場合をいう。

## 第9条 公益上の理由による裁量的公開

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

### 【趣旨】

この条は、第7条第2号から第6号までの非公開情報であっても、実施機関の判断により開示することができることを定めたものである。

### 【説明】

- 1 非公開にする必要性が認められる情報であっても、その情報を個別具体的にみると、個々の事例における特殊な事情によっては公開することの利益が非公開にすることによる利益に優越すると認められる場合がある。そのような場合に、実施機関の高度な行政判断により、公開することができることとしたものである。  
したがって、非公開条項に該当したからといって、公開する余地が全くなくなるものではない一方、公開すべき部分につき「裁量的非公開」を行うべき旨の規定はなく、第7条本文に照らし許されないこととなる。
- 2 第7条第1号に該当する法令秘情報については、法令等により公開が禁止されているものであり、行政判断による裁量的公開が認められないことから、この条からは除かれている。
- 3 この条によって情報を公開しようとする場合は、第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない(41頁の「第14条 第三者保護に関する手続」参照)

## 第 10 条 行政情報の存否応答拒否

### (行政情報の存否応答拒否)

第 10 条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

#### 【趣旨】

公開請求に対しては、公開請求された行政情報の存否を明らかにして公開決定や非公開決定等をすべきところ、この条は、その例外として、行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること(グローマー拒否ともいう。以下「存否応答拒否」という。)ができる場合を定めたものである。

#### 【説明】

1 公開請求に対しては、公開請求された行政情報が存在するか否かを明らかにして公開決定等をするのが原則となる。しかし、公開請求された行政情報の存否を明らかにするだけで、第7条各号の非公開情報を公開するのに等しい結果となる場合がある。そのような場合に、例外的に行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

2 「当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、行政情報は存在するけれども非公開とする回答や、存在するという回答が非公開情報を公開することと同じことになる場合をいう。

例えば、個人を名指して、その人が市立病院に入院していたときの診療報酬明細書の公開請求があった場合に、その行政情報はあつたが、非公開と回答すれば、その人が入院していたことを知らせてしまうことになり、第7条第2号(個人情報)を公開しているに等しい結果となってしまう。

また、市役所の採用試験日が近づいたところ、ある分野(民法、幾何学など)に関する採用試験問題の公開請求があつた場合、不存在と回答すれば、当該分野に関する問題は出題されないことを知らせてしまうことになり、結果として第7条第6号イ(行政運営情報)の趣旨を没却し得る。

これらのような場合、行政情報の存在を前提とした非公開決定ではなく、行政情報の有無を明らかにしない存否応答拒否が適当である。

3 行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するときは、拒否処分として、第 11 条第2項の公開しない旨の決定を行う。その際は、十分な拒否理由を提示する必要がある。

4 存否応答拒否処分にあたって重要なことは、同種の請求については、行政情報が存在するか否かを問わず、存否応答拒否類型として常に画一的な存否応答拒否を行う、不存在による非公開決定を行ってはならないことである。行政情報が存在する場合にのみ存否応答拒否とし、存在しない場合を不存在による非公開決定としてしまつては、結局、当該行政情報の存在を知らせているのに等しいためである。

5 本条により、存否応答拒否を行ったときは、その判断が適正であつたか確認を行うために、速やかに審議会に報告しなければならない(44 頁の「第 15 条 審議会への報告」参照)。

## 【関係規則】

（行政情報公開決定通知書等）

第4条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

（略）

- (3) 条例第11条第2項の規定により行政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 行政情報非公開決定通知書（第4号様式）

## 第 11 条 公開請求に対する決定等

### (公開請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

この条は、この条例で保障する行政情報の公開請求があった場合、当該請求に対する実施機関の諾否の決定及びその手続について定めたものである。

### 【説明】

1 決定には以下の3種類がある。

(1)「行政情報公開決定」(規則第4条第2号様式)

公開請求された行政情報を、第7条各号に該当するとしてマスキング処理を施すことなく公開する決定である。したがって、公開請求された行政情報が複数ある場合で、一方に非公開情報が含まれていたとしても、マスキング処理を施さないで公開する行政情報がある場合は、非公開決定又は部分公開決定とは別に、行政情報公開決定を行う。規則第4条に定める第2号様式を用いて通知する。

(2)「行政情報部分公開決定」(規則第4条第3号様式)

公開請求された行政情報を、第7条各号に該当するとしてマスキング処理を一部施して公開する決定である(30頁の「第8条行政情報の部分公開」参照)。(第3号様式)

(3)「行政情報非公開決定」(規則第4条第4号様式)

公開された行政情報の全部を公開しない決定である。全部を公開しない趣旨には以下の3通りがある。

ア 行政情報の全部が非公開情報であるとき

イ 行政情報を保有しておらず、不存在であるとき

ウ 存否応答拒否を行うとき(33頁の「第10条行政情報の存否応答拒否」参照)

2 決定通知書のうち、公開の日時については、決定後請求者と打合せて、都合の良い日を指定するか、受領のための来庁時に記入する。

### 【関係規則】

#### (行政情報公開決定通知書等)

第4条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 条例第11条第1項の規定により行政情報の全部を公開する旨の決定をした場合  
行政情報公開決定通知書(第2号様式)

(2) 条例第11条第1項の規定により行政情報の一部を公開する旨の決定をした場合

行政情報部分公開決定通知書（第3号様式）

- (3) 条例第11条第2項の規定により行政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第10条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 行政情報非公開決定通知書（第4号様式）



## 第12条 理由付記等

### (理由付記等)

第12条 実施機関は、前条各項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政情報が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる時期が明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

### 【趣旨】

この条は、行政情報の全部又は一部を公開しない決定をする場合には、決定通知書にその旨を記載し、また時の経過により非開示事由がなくなることが明らかであるときには、その旨を公開請求者に通知することを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1) 行政情報の全部又は一部を公開しない決定を行う場合だけでなく、行政情報を保有していない場合や行政情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する場合についても、非公開とする理由を記載しなければならない。

(2) 理由を記載することは、公開請求された行政情報の全部または一部を公開しない決定を適法に行うための要件となる。したがって、理由を記載しない又は記載された理由が不十分である場合は、瑕疵ある行政処分となる。

(3) 理由の内容は、非公開とする部分の根拠条文とその条文に該当することの根拠をしめすものでなければならない。

不存在の場合は、例えば、「請求対象文書をそもそも作成していない」などと、不存在の要因についても示さなければならない。

存否応答拒否の場合は、その理由の記載により情報の有無が推測されないよう十分に配慮しつつ、行政情報の存否を明らかにすることがなぜ非公開情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

#### 2 第2項

(1) 「期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる」とは、公開期限が到来していないために、その期限が来るまでは公開することができない場合をいう。

(2) 本条第2項は、公開することができる時期が明らかなる場合は、その時期を公開請求者に知らせることを定めたものである。その時期が来たあとに、公開請求者がその行政情報の公開を望むときは、改めて公開請求の手続きをすることが必要となる。

## 第13条 公開決定等の期限

### (公開決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して28日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政情報について公開決定等を行う期限

### 【趣旨】

この条は、公開又は非公開の決定をすべき期限並びにその例外及び例外期限適用時の手続について定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1)「公開請求があった日」とは、以下の日のことをいう。

- ア 窓口での請求の場合は、請求書を受け付けた日
- イ 郵便での請求の場合は、請求書が窓口に到達した日
- ウ メール、FAX、電子申請での請求の場合は、請求書を受信した日

(2)実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、行政情報を検索、特定し、公開、非公開等について検討、判断し、公開決定等に関する決裁を完了しなければならない。

この期間には、請求者に決定通知書を送付する日数を含まない。

期間満了の日が休祝日の場合には、翌営業日となる(民法第142条参照)。

(3)「補正に要した日数」とは、実施機関が第6条第2項の規定により補正を求めてから、公開請求者が補正をした公開請求書を実施機関に提出するまでの期間をいう。

#### 2 第2項

(1)「やむを得ない理由」とは、所定の期限以内に公開決定等をするように誠実に努力した場合であっても、その期限までに公開決定等を行うことができない次のような場合をいう。

- ア 一度に多くの種類の公開請求があり、対象となる行政情報を検索することが困難であるときや、対象となる行政情報が多量又は複雑であるため決定の判断に時間を要する場合
  - イ 公開請求された行政情報に第三者に関する情報が記録されているため、第 14 条の規定により第三者の意見を聴く必要があり、返答待ち又は返答を受けた検討が必要であるなどの事情により期限内の決定が困難である場合
  - ウ 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、期限内の決定が困難である場合
  - エ 年末年始等執務を行わない期間が請求への処理期間に比して著しく多い場合その他の合理的な理由により、期限内の決定が困難であるとき
- (2)「28 日を限度としてその期間を延長することができる」とは、限度として、所定の期限に加えてさらに 14 日まで延長することができるということである。  
延長が必要な場合、常に 14 日延長するのではなく、必要最小限度の期間を延長するものとする。  
一度期間延長をしたものを再度期間延長することは、原則としてできない。
- (3) 期間延長をするときは、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期限と延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 3 第3項

- (1) この情報公開制度は、請求があつてから最長でも 28 日以内に公開決定等を行うこととなっている。しかし、著しく大量の行政情報の公開を請求され、28 日以内に公開決定等しようとして、実施機関が他の事務を後回しにして公開請求の処理にだけ取り組めば、実施機関の業務遂行に著しい支障をきたすことにもなり得る。  
そのため、公開請求の処理についても、他の行政事務の処理との均衡をとって処理期間の特例を定めたものである。
- (2)「公開請求に係る行政情報が著しく大量である」とは、第2項の規定を適用し、公開請求に係る事務処理に真摯に取り組み、かつ処理期間を延長したとしても、請求された行政情報のすべてについて公開決定等を行うことが困難である程の量であることをいう。判断にあたっては、実施機関の事務体制、他の公開請求に係る事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の諸状況を総合的に考慮して判断するものとする。
- (3)「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある」と判断された場合、期限の特例の適用が認められる。したがって、(2)のとおり単に著しく大量な公開請求がなされたことが直ちに期限の特例が適用されるものではなく、「個別に実施機関の事務遂行への著しい支障」がなければ、本項の適用はないこととなる。
- (4)「相当の部分」とは、実施機関が通常 28 日以内に努力して処理することができる分量をいう。
- (5)「相当の期間」とは、残りの行政情報について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- (6)「本項を適用する旨及びその理由」には、公開請求についての行政情報が著しく大量であること、公開請求があつた日の翌日から起算して 28 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことが実施機関の事務遂行に著しい支障を引き起こすことを具体的に記載しなければならない。

## 【関係規則】

（公開決定等の期間の延長通知書）

第5条 条例第13条第2項又は第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第13条第2項の規定により期間を延長した場合 行政情報公開決定等期間延長通知書（第5号様式）
- (2) 条例第13条第3項の規定により期間を延長した場合 行政情報公開決定等期間特例延長通知書（第6号様式）

## 第14条 第三者保護に関する手続

### (第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書（この項並びに第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

この条は、公開、部分公開又は非公開の決定をするにあたって、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

この項は、公開請求された行政情報に第三者に関する情報が記録されている場合で、その情報が非公開情報に該当するか否かについて判然としないときは、必要に応じてその第三者の意見を聴いて、慎重かつ公正な判断をしようとするものである。

この規定は、実施機関に対し、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また第三者に対して、公開決定等についての同意権を与えたものではない。第三者が公開に反対する旨の意見書を実施機関に提出した場合でも、その情報について、実施機関が条例第7条各号の非公開情報に該当しないと判断すれば、公開決定をすることとなる。

(1)「行政情報の表示」とは、第三者が「公開されることについて意見を述べるべき自身の情報がどのようなものであるか」を判断できるように表示することをいう。

(2)「その他市規則で定める事項」は、①当該行政情報の公開請求年月日、②第三者に

係る情報の内容、③その他必要な事項をいう。

- (3)「意見書を提出する機会を与えることができる」とあるため、本項による意見照会をすることは実施機関に義務づけるものではないが、本項の趣旨に鑑み、特段の事情がない限り意見照会を行うことが望ましい。

ただし、次の場合については、意見照会を行う利益が乏しいと考えられるため、原則として意見照会を行わなくてよいものとする。

ア 非公開情報に該当することが明らかである場合

イ 公開することについて予め当該第三者の了解が得られている場合

ウ 第三者から公開に反対しない旨の意見書が過去に提出されたものについて、同一情報を対象とする公開請求がなされた場合

エ 公開に反対する旨の意見書を提出した第三者が行った、公開決定の不服申立てについて、日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会が「公開が妥当である」という旨の答申をしたことがある行政情報に対して、同一情報を対象とする公開請求がなされた場合

- (4)なお、第2項とは異なり、意見書を提出する機会を与える通知については、書面ではなく口頭でも規定上差支えないが、特段の事情がない限り、第2項と同様の書面で通知することが望ましい。

## 2 第2項

この項は、公開請求された行政情報に第三者に関する情報が記録されている場合で、第7条第2号イ、同条第3号ただし書、第9条の規定により、本来非公開の情報を公益上の理由から公開しようとするときは、第三者に対する適正な手続きを保障する観点から、その第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないことを定めたものである。

- (1)「公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して」は、第1項で述べたことと同様のものであるが、「書面により」と加えられているのは、第1項と異なり義務規定であることから、口頭等での通知を禁止する趣旨で定められているものである。

- (2)「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が第三者の所在の確認のために合理的に努力したにもかかわらず、その第三者の所在が判明しない場合には、手続きが進まなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしたものである。

具体的には、行政機関に届けられている住所や、法人登記簿に記載された所在地に郵送しても届かない場合、死亡又は解散し、対象者が存しない場合などが想定される。

## 3 第3項

この項は、第1項、第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が、反対意見書を提出した場合で、実施機関が第三者の意に反して公開決定をするときは、公開決定日と公開をする日との間に少なくとも2週間の期間を設けて、反対意見書を提出した第三者が訴訟を提起する機会を確保できるようにしたものである。

### 【関係規則】

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する市規則で定める事項は、当該行政情報の公開請求年月日、第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

- 2 実施機関は、条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、行政情報公開決定等に係る意見照会書（第 7 号様式）により通知するものとする。
- 3 条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、公開決定に係る通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

## 第15条 審議会への報告

### (審議会への報告)

第15条 実施機関は、公開請求について、次の各号のいずれかに掲げる決定をしたときは、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

- (1) 第7条第6号に規定するその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該請求に係る情報の一部を公開し、又は全部を非公開としたとき。
- (2) 第10条の規定に基づき、当該請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否したとき。

### 【趣旨】

この条は、行政情報公開制度が適正に行われているかをチェックするために、実施機関が行った決定のうち、裁量性が高い非公開条項を適用して非公開等の決定をしたものについて、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会に速やかに報告しなければならないことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1号

第7条第6号に規定するその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、行政運営情報として非公開とすべき事項のひとつとして定められているが、第7条第6号アからカまでのように、実施機関の具体的事務・事業の類型について支障を述べたものではない。第7条第6号に規定するその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの規定を適用したということは、本条例が想定した具体的な事例には当てはまらないが、公開した場合の業務上の支障が生じる個別の事情があると判断したものである。

したがって、この規定の適用についての判断は、より慎重かつ適正に行う必要があるため、その運用の事後的な検証として、審議会に報告しなければならないこととしたものである。

#### 2 第2号

第10条に定める存否応答拒否(33頁の「第10条 行政情報の存否応答拒否」参照)は、請求された行政情報を実施機関が保有しているか否かを明らかにしないで請求を拒否する決定である。即ち、存否応答拒否決定は、秘匿性が最も高い決定と言え、やむを得ない場合に限り適用すべきものである。

したがって、この規定の適用についての判断は、より慎重かつ適正に行う必要があるため、その運用の事後的な検証として、審議会に報告しなければならないこととしたものである。



## 第16条 行政情報の公開の方法

### (行政情報の公開の方法)

第16条 実施機関は、第11条第1項の規定により公開決定したときは、速やかに請求者に対し当該行政情報の公開をしなければならない。

2 行政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。

3 前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによりこれを行うことができる。

### 【趣旨】

この条は、第11条第1項の規定により、行政情報の公開を決定した場合に、その公開の方法について定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1) 行政情報の全部または一部を公開する旨の決定をした場合は、速やかに行政情報の公開を行わなければならないこととしたものである。

(2) 第14条第3項は、第三者から公開に反対する旨の意見書が提出された場合に、当該意見書に反して公開決定をするときには、公開決定日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならないとしている。これは、公開請求者の速やかに公開を受ける権利と第三者の不服申立て等を行う権利との調和を図ったものである。

#### 2 第2項

行政情報の種類別の公開方法は、次のとおりである。

(1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付

(2) フィルム 視聴。ただし、マイクロフィルムについては写しの交付も可とする

(3) 電磁的記録

ア 録音テープ、ビデオテープ等 視聴又は複製したものの交付

イ その他電磁的記録 電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

ただし、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易である場合には、電磁的記録の視聴又は写しの交付により行うことも可

#### 3 第3項

(1) 「行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、行政情報の形態から行政情報が破損、汚損されるおそれがあるときをいう。

(2) 「その他合理的な理由があるとき」とは、例えば、日常の業務で頻繁に使用しなければならない行政情報を、閲覧による公開のために持ち出すことにより業務に支障が出るとき等をいう。

## 【関係規則】

### （電磁的記録の公開方法）

第7条 第16条第2項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる

### （行政情報の公開の実施等）

第8条 行政情報の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 行政情報の公開を行う場合において、行政情報の写しを交付するときの交付部数は、公開請求に係る行政情報1件名につき1部とする。

3 実施機関は、行政情報の公開を受けるものが当該行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧若しくは視聴の中止を命ずることができる。

## 第17条 手数料等

(手数料等)

第17条 この条例に基づく行政情報の閲覧又は視聴に要する手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき行政情報の写しの交付を行う場合における当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

### 【趣旨】

この条は、行政情報の公開のための閲覧、視聴の手数料及び写しの作成、送付の費用について定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

この条例は、参画と協働による公正で透明なまちづくりを実現するためには、市民と市が市政に関する情報を共有することが不可欠であり、これを実現するための制度として定められたものである。

したがって、この制度は、市民にとって利用しやすいものでなければならず、そのことを経済的側面から実現する為、行政情報の閲覧、視聴に要する手数料を無料としたものである。

#### 2 第2項

(1)この条例に基づき行政情報の写しの交付を行う場合の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とすることを定めたものである。

(2)日野市情報公開条例施行規則第9条第1項の規定により、写しの作成と送付に要する費用は、実費相当額(48頁の<写しの交付費用>参照)とし、その費用は、同条第2項の規定により、前納とする。

### 【関係規則】

(費用)

第9条 条例第17条第2項に規定する行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、実費相当額とする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

<写しの交付費用>

写しの作成種別	金額
(1) 乾式複写機により写しを作成する場合 (単色刷り)	写し1枚につき10円（用紙の規格は日本工業規格A列3番まで）
(2) 単価契約、委託契約又は請負契約により写し等の作成をする場合	写し1件につき、当該契約で定める相当額
(3) その他の方法により作成する場合	写し1件につき、当該作成に要する実費相当額

1 写しの交付の際、用紙の両面に写しを作成し交付する場合には、片面を1枚として計算する。

2 A3判を超える規格の用紙を用いて写しを交付する場合は、A3判との面積の比率により換算する。換算の結果、合計金額に10円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。

## 第18条 他の制度等との調整

### (他の制度等との調整)

第18条 法令又は他の条例の規定により、行政情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は行政情報の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政情報の公開については、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

#### 【趣旨】

この条は、法令等による閲覧制度など、他の制度との調整を図るものである。

#### 【説明】

##### 1 第1項

(1) 行政情報の閲覧や写しの交付に関する手続が、法令又は他の条例に規定されている場合におけるこの条例と法令又は他の条例との関係について定めたものである。

法令又は他の条例が閲覧等の対象者、方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいて、この条例に基づく請求ができないこととなる。

例として、住民票の写しなど、他の制度で交付等できるものは、情報公開制度ではなく、それぞれの制度に基づいて請求をすることとなる。

(2) 「閲覧のみ」又は「交付のみ」である場合や、請求期間が限られているもの、請求者の身分が限られているものなど、当該制度が何らかの限定を付しているものであっても、情報公開制度において、限定された範囲外の請求を認めることは、原則としてできないと解されている。

これは、当該制度設計において限定を付した趣旨を、情報公開制度において上書き的に没却することは許されないためであるが、一方で、限定を付した趣旨に鑑みてもなお、情報公開制度において救済的に公開することが可能であると考えられる場合においては上記の限りではなく、この条の適用はなく、情報公開請求が可能となる。

## 第3章 審査請求

### 第19条 審査請求

(審査請求)

第19条 実施機関が行った公開決定等若しくは第14条第3項の公開決定又は公開請求に係る不作為について不服のあるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求をすることができる。

2 公開決定等若しくは第14条第3項の公開決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

#### 【趣旨】

この条は、情報公開請求に対して実施機関が行った決定内容について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続きを定めたものである。

#### 【説明】

##### 1 第1項

(1) 実施機関が行った処分についての救済手続きは、個別の法に特別の定めがある場合は当該法の定めによる不服申立て、行政不服審査法により実施機関に対して行う不服申立て（審査請求）、行政事件訴訟法により実施機関を被告として裁判所に対して行う行政事件訴訟があり、いずれの方法によるかは法的救済を受けようとする者の自由選択となっている。

この条は、実施機関が行った処分に対する行政不服審査法による審査請求について規定している。

(2) 行政不服審査法に規定されている審査請求には、「処分」に対する審査請求と、「不作為」に対する審査請求がある。

ア 「処分」とは、行政処分を指すが、公権力を用いて行政庁の一方的な意思表示により、外部に向けて個別具体的な法的効果を発生させる行為をいい、その他権力的事実行為を含む。この条例においては、行政情報公開請求に対する諾否の決定がこれにあたる。

イ 「不作為」とは、何らの行為も起こさないことをいうが、一般的に処分等の公権力の行使にあたる行為をしなければならない義務（作為義務）があるにもかかわらず、これをしないことをいう。この条例においては、実施機関が請求書の受理後、合理的な理由なく、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内又は28日以内の規定期間内に諾否の決定を行わない場合がこれにあたる。

(3) 実施機関の処分についてなされる不服申立ては、従来「異議申立て」と「審査請求」の2種類があったが、行政不服審査法が全部改正されたことにより、審査請求に一本化された。

(4) 審査請求は、書面によることを要し、口頭での請求があった場合には、書面による手続きを取るよう指導するものとする。

(5) 審査請求書が提出された場合には、記載内容の正否を確認し、審査請求書の記載内容及び添付書類について不備があり、補正が可能なときは、その補正を求めるものとする。

なお、審査請求に記載すべき事項は以下の通り(行政訴訟法第 19 条第2項)

- 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 審査請求に係る処分の内容
- 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 審査請求の趣旨及び理由
- 処分庁の教示の有無及びその内容
- 審査請求の年月日

## 2 第2項

行政不服審査法第9条では、審査請求手続においては、公平な審理に資するため、審査庁の補助機関として原則審理員を置くこととなっている。しかし、第三者機関が存在し、公平な審理の確保が十分になされているなどの条件のもと、条例に定めを置くことで審理員を設置しないことができることとされている(行政不服審査法第9条第1項但書)。

日野市においては、有識者で構成される日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会が従来から機能しており、公平な審理手続きは十分に確保されていることから、この項により審理員を置かないこととする旨定めたものである。

## 第20条 審査会への諮問

### (審査会への諮問)

第20条 公開決定等若しくは第14条第3項の公開決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

### 【趣旨】

この条は、第28条に定める審査請求があった場合、公平な第三者機関による迅速な救済を受ける権利を保障するため、審査請求が不適法な場合及び請求内容の全部を認容する場合を除き、遅滞なく日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会に諮問しなければならない旨を定めたものである。

### 【説明】

- 1 「審査請求が不適法であり」とは、審査請求ができない事項についてのものであったとき、審査請求ができる当事者でない者からなされたとき、審査請求書の記載内容に不備があり、かつ補正に応じないとき、審査請求ができる期間を渡過していたときなど、行政不服審査法に定める要件を明らかに欠く場合をいう。
- 2 「却下する」とは、請求を受理しないことをいう。却下を行うときは、書面でこれを通知することとし、その際は却下の理由について具体的に明らかにするよう説明しなければならない。
- 3 「審査請求の全部を認容し」とは、従前の決定を覆して、審査請求人の請求趣旨の全てを公開する旨の決定をすることをいう。  
なお、全部公開決定においても、公開された情報が請求趣旨を全て満たすとは限らない(資料が異なる又は足りない、など)ことから、この条第2号の規定に基づき諮問を行わないこととする場合には、請求趣旨の確認を十分に行うものとする。
- 4 審査請求を受けたときは、主管課において諮問書を作成し、審査請求書、原請求書、原決定書、請求対象情報等を添付のうえ決裁を行い、諮問書を総務部政策法務課へ提出し、審査会に関する依頼手続を行うものとする。
- 5 詳細な手続きにおいては、日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の規定を参照のこと。



## 第 21 条 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第 21 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

### 【趣旨】

この条は、「審査会に諮問した」ということを審査請求人や行政不服審査法第 13 条に規定する参加人等の関係者に通知することを実施機関に義務付けたものである。

審査会における審査手続きにおいては、審査請求人や参加人に審査会に対する「口頭による意見陳述」や「意見書」を提出する機会等が与えられており、審査請求人がこれらの機会を十分に生かせるよう、審査手続きの開始を知らせる必要があることから定められたものである。

### 【説明】

#### 1 第1号

「審査請求人」及び「参加人」に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。なお、参加人とは、処分に対して利害関係のある者をいう。

#### 2 第2号

開示決定について第三者が審査請求を提起した場合は、開示請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

#### 3 第3号

開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

### 【関係規則】

(審査会に諮問した旨の通知)

第 10 条 条例第 21 条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

## 第 22 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 22 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 【趣旨】

この条は、公開に反対の意思がある第三者（第 14 条による意見照会をした者）の審査請求を却下、棄却する場合や、第三者の意に反して公開する決定を行う場合に、第三者が訴訟を提起する機会を確保することを目的とし、審査請求手続においても原請求の手続と同様、実際の公開までに一定期間を置くことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1号

公開決定に対する第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合は、当該第三者に関する記述を含む行政情報が公開されることとなる。

情報はいったん公開されれば、その回収はほぼ不可能であり、公開による権利侵害が発生した場合、その損害回復は極めて困難である。そのため、実際の公開が行われる前に当該第三者に公開の執行停止を求める期間を確保するため、審査請求を却下又は棄却する決定の日と公開の日を一定期間分離し、その間に第三者に訴訟を提起する機会を与えるため、第 14 条第 3 項の規定を準用しているものである。

この条による 14 日間の公開猶予期間に、実施機関が当該第三者に対して書面により公開する旨の通知を行い、当該第三者は行政情報の公開決定の取消を求める訴訟を提起して公開の執行停止の申立てを行うことができる。

#### 2 第2号

公開決定等に対する審査請求が行われた結果、その審査請求についての公開決定等を変更し、当初の行政情報公開請求に対する決定よりも公開する範囲を拡大する決定を行う場合がある。

この様な場合でも、公開決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、公開決定等を変更する決定の日と公開をする日との間に 14 日以上の間を置くこととしたものである。

- 3 審査請求により行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を変更し、全部または一部を公開することとする決定をするに当たっては、第 14 条第 3 項の規定に基づき第三者に対し、①公開決定をしたこと、②公開決定をした理由、③公開をする日を書面により通知しなければならない。

## 第4章 審議会への諮問

### 第23条 審議会への諮問

(審議会への諮問)

第23条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要事項については、審議会に諮問しなければならない。

#### 【趣旨】

この条は、情報公開制度の運営に関する重要事項については、この条例の公正かつ適正な運営を確保するため、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しなければならないことを定めたものである。

#### 【説明】

- 1 情報公開制度の目的は、市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、もって参画と協働による公正で透明なまちづくりに資することである。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、一般市民を含む「日野市情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置することとなった。当該審議会は、運営に関する重要事項については諮問を受け、市の情報公開制度について監督する機能を負うこととした。
- 2 本条のほかに、審議会に報告しなければならない事項として、第15条各号に定める以下のものがある(44頁の「第15条審議会への報告」参照)。
  - 行政運営情報として列挙されている以外の場合による非公開(第1号)
  - 存否応答拒否決定(第2号)

## 第5章 情報公開の推進

### 第24条 情報公開の総合的な推進

#### (情報公開の総合的な推進)

第24条 市は、この条例に基づく行政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する情報公開の総合的な推進に当たっては、障害者、高齢者等に配慮するものとする。

3 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

4 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国及び他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

#### 【趣旨】

この条は、市は、市民からの公開請求を待って公開するのではなく、積極的に市政に関する情報を公表する施策や提供する施策の整備拡充に努め、市民が市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速で容易に得られるようにすべきことを明らかにしたものである。

目的としては、公開請求に基づく情報公開制度が、情報公開の核心であることはいうまでもないが、情報公表施策や情報提供施策とあいまって、情報公開制度をより実効あるものとすることができることから定められている。

#### 【説明】

##### 1 第1項

(1)「情報公表」とは、市民からの請求を待たずに、法令等に基づき情報を公にすることをいう。

例えば、財政状況の公表(地方自治法第243条の3)、複数回公表した行政情報の公表(58頁の本条例「第25条 複数回公開した行政情報の公表」)などがある。

(2)「情報提供」とは、市民からの請求を待たずに、市が自発的に情報を公にすることをいう。

例えば、日野市公式ホームページへの掲載、報道機関への資料提供などがある。

##### 2 第2項

情報公開制度は、憲法上の基本的人権である「知る権利」に基づくことに鑑み、誰でも利用しやすいように配慮する必要がある。この項では、特に、情報の収集が困難になりやすい障害者や高齢者にとっても等しく利用しやすいものとなるよう配慮するものとする。

##### 3 第3項

(1)「情報収集機能及び情報提供機能の強化」とは、市政についての要望、意見、提言等の情報を市民から幅広く収集するとともに、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民に適切に提供する体制を充実し、又は整備することをいう。

(2)「これらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図る」とは、情報収集機能及び情報提供機能の相互の連携を緊密にするとともに、その実効性を確保するために、実施機関相互間において必要な情報の有効利用を積極的に進めることをいう。

(3)「総合的な情報管理体制の整備に努める」とは、市政に関する正確でわかりやすい情報を適切に提供するために必要な情報管理を総合的に行う体制の整備に努めることをいう。

#### 4 第4項

市が保管する行政情報には、国や都、近隣の自治体と関連するものが多くある。市は、保有する情報を可能な範囲で提供したり、又は必要な情報の提供を求めたりするなど、関連する団体との協力及び連携に努めるものとしたものである。

## 第 25 条 複数回公開した行政情報の公表

### (複数回公開した行政情報の公表)

第 25 条 実施機関は、同一の行政情報につき複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該行政情報を公表するよう努めるものとする。

#### 【趣 旨】

同一の行政情報について複数回公開請求を受けて公開したものは、公開請求を待つよりも、自発的に公開した方が、市民サービスと行政運営の両面において有益な場合がある。この条は、そのような場合に行政情報を公表するよう努めることを定めたものである。

#### 【説 明】

- 1 「同一の行政情報」とは、例えば文書の場合は、件名、作成年月日、文書番号等が同一の文書をいう。
- 2 「複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるとき」とは、同一の行政情報について繰り返し公開請求がある場合などで、その行政情報を積極的に公表することによって、市民が便利になり、行政運営が効率的になる場合をいう。

## 第26条 出資等団体等の情報公開

### (出資等団体等の情報公開)

第26条 市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって、市規則で定めるもの（以下「出資等団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、出資等団体から取得できる情報の公開請求があった場合において、当該情報を現に保有していないときは、当該出資等団体から当該情報を取得し、当該公開請求に対応するよう努めるものとする。

4 実施機関は、出資等団体に対して情報公開に係る異議の申出があったときは、審査会に意見を聴いた上、当該出資等団体に対し必要な指導をするものとする。

5 市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって第1項に規定する出資等団体に該当しないもの及び一部事務組合に関する情報については、実施機関は、必要に応じ、これらの団体等に対し、当該情報の提供等の協力について要請するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

この条は、市から出資や補助金等の助成を受けている団体、人的支援を受けている団体は、市民に説明する責務を全うするために、情報公開を行うため必要な措置を行うよう努め、また、実施機関はこれらの団体に対して情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1) 出資等団体は、市とは別個の独立した法人であるので、条例の実施機関とすることはできない。しかし、市から出資を受けるなど継続的な支援を受けている団体については、その保有する情報の公開を進めていくことが必要である。そこで、出資等団体の設立趣旨や自立性に配慮しつつも、出資等団体が自主的に情報公開に努める責務について定めたものである。

(2) 「出資等団体」とは、以下のいずれかに該当する団体で、規則第12条に定める団体という。

ア 基本財産又は資本金に占める市からの出資金の割合が2分の1以上の団体

イ 市から職員の派遣を受けている団体

(3) 「この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずる」とは、出資等団体が情報公開に関する規程を設けるなど、自主的に情報公開に関する制度を整えることをいう。

#### 2 第2項

(1) 実施機関に対しては、出資等団体の情報公開について指導する責務を課すこととした。

(2) 「指導に努める」とは、実施機関が出資等団体に対して、情報公開に関する制度を整

えるよう指導を行うことをいう。

具体的には、実施機関が、本条例に沿った情報公開に関する標準的な規定を内容とするモデル要綱を示して、出資等団体が情報公開制度を整備するよう指導する、などがある。

### 3 第3項

(1) 実施機関は、出資等団体に関する情報公開請求があったとき、その情報を実際に保有していなくてもその情報を団体から取得できる場合は、情報を取得して公開請求に対応するよう努めるものとした。

(2) 請求時点で、該当行政情報を実施機関が保有していない場合は、通常は不存在による非公開決定となるが、本項により請求日以後に保有することとなった場合は、その旨を表示して公開に関する決定を行うことができるものとする。

### 4 第4項

出資等団体が行った公開決定等に対しては、市民から異議の申出ができる。出資等団体は異議の申出があったことを実施機関に報告し(第1項及び規則に定める団体は、いずれも市長に報告する)、実施機関が日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会に意見を聴いた上で指導を行い、出資等団体はこれに基づいて異議の申出に対する回答をすることとした。

### 5 第5項

(1) 市から財政的支援や人的支援を受けているが、出資等団体には当たらない団体や、一部事務組合が保有する情報については、実施機関は必要に応じ、これらの団体に対し、情報の提供等に協力するように要請する旨の努力義務規定を定めたものである。

(2) この規定により情報提供を受けたものについては、第3項(2)と同様の取り扱いをするものとする。

## 【関係規則】

(出資等団体)

第11条 条例第26条第1項に規定する出資等団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人日野市環境緑化協会
- (2) 株式会社日野市企業公社
- (3) 社会福祉法人日野市社会福祉協議会
- (4) 公益社団法人日野市シルバー人材センター
- (5) 日野市土地開発公社



## 第 26 条の 2 指定管理者の情報公開

### (指定管理者の情報公開)

第 26 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理者として市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者から取得できる当該指定管理者の管理する公の施設に関する情報の公開請求があった場合において、当該情報を現に保有していないときは、当該指定管理者から当該情報を取得し、当該公開請求に対応するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

この条は、指定管理者は、市民への説明責任を全うするために、情報公開を行うため必要な措置を行うよう努め、また、実施機関はこれらの団体に対して情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

(1) 指定管理者は、市とは別個の独立した法人等であるが、市が指定して公の施設の管理を行うことから、その公の施設の管理に関する情報の公開を進めていく必要がある。そこで、指定管理者制度の趣旨や指定管理者の自立性に配慮しつつ、指定管理者が自主的に情報公開に努める責務について定めたものである。

(2) 「この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずる」とは、指定管理者が情報公開に関する規程を設けるなど、自主的に情報公開に関する制度を整えることをいう。

#### 2 第2項

(1) 実施機関に対して、指定管理者の情報公開について指導する責務を課すことを定めたものである。

(2) 「指導に努める」とは、実施機関が指定管理者に対して、情報公開に関する制度を整えるよう指導を行うことをいう。

具体的には、実施機関が、本条例に沿った情報公開に関する標準的な規定を内容とするモデル要綱を示すなどして、指定管理者が情報公開制度を整備するよう指導するものとする。

#### 3 第3項

(1) 実施機関は、指定管理者に関する情報公開請求があったとき、その情報を実際に保有していなくてもその情報を指定管理者から取得できる場合は、情報を取得して公開請求に対応するよう努めることを定めたものである。

(2) 請求時点で、該当行政情報を実施機関が保有していない場合は、通常は不存在による非公開決定となるが、本項により請求日以後に保有することとなった場合は、その旨を表示して公開に関する決定を行うことができるものとする。

## 第 27 条 行政情報の管理及び検索

(行政情報の管理及び検索)

第 27 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

### 【趣旨】

情報公開制度は、適切な文書管理があつて初めて実現する制度である。この条は、実施機関に対し行政情報を適正に管理する責務と、行政情報の検索資料を作成する責務を定めたものである。

### 【説明】

#### 1 第1項

文書の管理は、日野市文書管理規則に基づいて、文書の発生、利用、保存、廃棄の一連の過程について体系的に行うこととなっている。

実際の文書の管理については、総合文書管理システムを使って行われるが、本項は当該システムの適正な管理の責務についても包含している。

#### 2 第2項

「行政情報の検索に必要な資料」として、ファイル基準表や文書目録がある。このうち文書目録は、日野市ホームページに掲載するものとする。

### 【関係規則】

(行政情報の検索資料)

第 12 条 条例第 27 条第 2 項に規定する行政情報の検索に必要な資料は、実施機関の持つファイル基準表等によるものとする。

## 第 28 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 28 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関のこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

### 【趣 旨】

この条は、情報公開制度の適正な運営を確保するため、市が制度の運用を行ってきた状況を市民に明らかにし、説明する旨の市長の責務を定めたものである。

### 【説 明】

- 1 (1) 市長は、毎年 1 回、この条例の運用状況を取りまとめるものとする。  
(2) 公表方法は、「広報ひの」及び日野市公式ホームページへの掲載によるものとする。
- 2 公表する項目は、次のとおりである。
  - (1) 公開請求された行政情報の件数とその内容
  - (2) 行政情報の公開の請求に係る処理状況
  - (3) 不服申立ての状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項

### 【関係規則】

(運用状況の公表)

第 13 条 条例第 28 条の規定によるこの条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項を日野市の広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 公開請求された行政情報の件数とその内容
- (2) 行政情報の公開の請求に係る処理状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 第6章 雑則

### 第29条 委任

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

#### 【趣旨】

この条は、この条例の施行について必要な事項について市規則に定めを委任したものである。

## III 資料

# 1. 日野市情報公開条例

平成 13 年 12 月 28 日

条例第 32 号

改正 平成 17 年 6 月 28 日条例第 23 号 平成 27 年 12 月 25 日条例第 53 号  
令和 4 年 12 月 19 日条例第 47 号

日野市情報公開条例（昭和 61 年条例第 28 号）の全部を改正する。

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 行政情報の公開（第 5 条—第 18 条）
- 第 3 章 審査請求（第 19 条—第 22 条）
- 第 4 章 審議会への諮問（第 23 条）
- 第 5 章 情報公開の推進（第 24 条—第 28 条）
- 第 6 章 雑則（第 29 条）

## 付則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、日野市（以下「市」という。）の情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、もって参画と協働による公正で透明なまちづくりに資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 16 条各号に掲げるものを除く。）

をいう。

(令和4条例47・一部改正)

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重するとともに、市が市政に関し、市民に説明する責務を全うするようにしなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより、行政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して適正な請求に努めなければならない。

2 この条例の定めるところにより、行政情報の公開を受けたものは、それによって得た行政情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政情報の公開

(行政情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政情報の公開を請求することができる。

(行政情報の公開請求手続)

第6条 行政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した行政情報公開請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求する行政情報の名称その他当該行政情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は国等の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名については、公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を害するおそれがある場合は、公開しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除



く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関等(法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業

に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(令和4条例47・一部改正)

(行政情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否応答拒否)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由付記等)

第 12 条 実施機関は、前条各項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政情報が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる時期が明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第 13 条 第 11 条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して 28 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して 28 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政情報について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第 14 条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができ

る。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政情報の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書（この項並びに第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

（平成27条例53・令和4条例47・一部改正）

（審議会への報告）

第15条 実施機関は、公開請求について、次の各号のいずれかに掲げる決定をしたときは、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

(1) 第7条第6号に規定するその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、当該請求に係る情報の一部を公開し、又は全部を非公開としたとき。

(2) 第10条の規定に基づき、当該請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否したとき。

（令和4条例47・一部改正）

（行政情報の公開の方法）

第16条 実施機関は、第11条第1項の規定により公開決定したときは、速やかに請求者

に対し当該行政情報の公開をしなければならない。

2 行政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。

3 前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによりこれを行うことができる。

（手数料等）

第 17 条 この条例に基づく行政情報の閲覧又は視聴に要する手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき行政情報の写しの交付を行う場合における当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（他の制度等との調整）

第 18 条 法令又は他の条例の規定により、行政情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は行政情報の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政情報の公開については、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

（令和 4 条例 47・一部改正）

### 第 3 章 審査請求

（平成 27 条例 53・改称）

（審査請求）

第 19 条 実施機関が行った公開決定等若しくは第 14 条第 3 項の公開決定又は公開請求に係る不作為について不服のあるものは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、審査請求をすることができる。

2 公開決定等若しくは第 14 条第 3 項の公開決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（平成 27 条例 53・一部改正）

（審査会への諮問）

第 20 条 公開決定等若しくは第 14 条第 3 項の公開決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく日野市情報公開・個人情報保護及び行政不

服に関する審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（平成 27 条例 53・追加）

（諮問をした旨の通知）

第 21 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平成 27 条例 53・旧第 20 条繰下・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 22 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平成 27 条例 53・一部改正）

#### 第 4 章 審議会への諮問

（審議会への諮問）

第 23 条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要事項については、審議会に諮問しなければならない。

#### 第 5 章 情報公開の推進

(情報公開の総合的な推進)

第24条 市は、この条例に基づく行政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する情報公開の総合的な推進に当たっては、障害者、高齢者等に配慮するものとする。

3 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

4 市は、情報公開の効果的推進を図るため、国及び他の地方公共団体との協力及び連携に努めるものとする。

(複数回公開した行政情報の公表)

第25条 実施機関は、同一の行政情報につき複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該行政情報を公表するよう努めるものとする。

(出資等団体等の情報公開)

第26条 市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって、市規則で定めるもの(以下「出資等団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、出資等団体から取得できる情報の公開請求があった場合において、当該情報を現に保有していないときは、当該出資等団体から当該情報を取得し、当該公開請求に対応するよう努めるものとする。

4 実施機関は、出資等団体に対して情報公開に係る異議の申出があったときは、審査会に意見を聴いた上、当該出資等団体に対し必要な指導をするものとする。

5 市が出資若しくは補助金等の助成又は人的支援を行う団体であって第1項に規定する出資等団体に該当しないもの及び一部事務組合に関する情報については、実施機関は、必要に応じ、これらの団体等に対し、当該情報の提供等の協力について要請するよう努

めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 26 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理者として市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者から取得できる当該指定管理者の管理する公の施設に関する情報の公開請求があった場合において、当該情報を現に保有していないときは、当該指定管理者から当該情報を取得し、当該公開請求に対応するよう努めるものとする。

(平成 17 条例 23・追加)

(行政情報の管理及び検索)

第 27 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第 28 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関のこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

## 第 6 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の日野市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定により、現にされている行政情報の公開の請求は、この条例第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。



3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第 12 条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第 19 条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

付 則（平成 17 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年条例第 53 号）

この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

付 則（令和 4 年条例第 47 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の日野市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後になされた新条例第 6 条第 1 項の規定による行政情報の公開請求に係るものについて適用し、施行日前になされたこの条例による改正前の日野市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定による行政情報の公開請求に係るものについては、なお従前の例による。

## 2. 日野市情報公開条例施行規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 12 号

改正 平成 20 年 3 月 18 日規則第 6 号 平成 24 年 7 月 4 日規則第 33 号  
平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 23 号  
令和 5 年 3 月 31 日規則第 32 号

日野市情報公開条例施行規則（昭和 61 年規則第 37 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（行政情報公開請求書の提出）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による請求書の提出は、行政情報公開請求書（第 1 号様式）により行うものとする。

（行政情報公開決定通知書等）

第 4 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定により行政情報の全部を公開する旨の決定をした場合  
行政情報公開決定通知書（第 2 号様式）
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定により行政情報の一部を公開する旨の決定をした場合  
行政情報部分公開決定通知書（第 3 号様式）
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定により行政情報の全部を公開しない旨の決定（条例第 10 条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合  
行政情報非公開決定通知書（第 4 号様式）  
（公開決定等の期間の延長通知書）

第 5 条 条例第 13 条第 2 項又は第 3 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第 13 条第 2 項の規定により期間を延長した場合  
行政情報公開決定等期間延

長通知書（第5号様式）

(2) 条例第13条第3項の規定により期間を延長した場合 行政情報公開決定等期間特  
例延長通知書（第6号様式）

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する市規則で定める事項は、当該行政情報の  
公開請求年月日、第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第14条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機  
会を与える場合は、行政情報公開決定等に係る意見照会書（第7号様式）により通知す  
るものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定に係る通知書（第8号様式）により  
行うものとする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 第16条第2項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる方法により行  
う。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの  
交付

(3) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交  
付。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーデ  
ィスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易で  
あるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により公開を行うこ  
とができる。

（行政情報の公開の実施等）

第8条 行政情報の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 行政情報の公開を行う場合において、行政情報の写しを交付するときの交付部数は、

公開請求に係る行政情報1件名につき1部とする。

- 3 実施機関は、行政情報の公開を受けるものが当該行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧若しくは視聴の中止を命ずることができる。

(費用)

第9条 条例第17条第2項に規定する行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、実費相当額とする。

- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第10条 条例第21条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(第9号様式)により行うものとする。

(出資等団体)

第11条 条例第26条第1項に規定する出資等団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人日野市環境緑化協会
- (2) 株式会社日野市企業公社
- (3) 社会福祉法人日野市社会福祉協議会
- (4) 公益社団法人日野市シルバー人材センター
- (5) 日野市土地開発公社

(行政情報の検索資料)

第12条 条例第27条第2項に規定する行政情報の検索に必要な資料は、実施機関の持つファイル基準表等によるものとする。

(運用状況の公表)

第13条 条例第28条の規定によるこの条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項を日野市の広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 公開請求された行政情報の件数とその内容
- (2) 行政情報の公開の請求に係る処理状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 付 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則（平成 20 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の日野市情報公開条例施行規則第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式、第 7 号様式の別紙、第 8 号様式、第 10 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式及び第 13 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 付 則（平成 24 年規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市情報公開条例施行規則第 12 条第 1 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から、第 12 条第 4 号の規定は平成 23 年 4 月 1 日からそれぞれ適用する。

## 付 則（平成 26 年規則第 13 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則（平成 28 年規則第 23 号）

### （施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

### （経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第 5 条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第 6 条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第 7 条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の日野市まちづくり

条例施行規則、第 10 条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第 11 条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第 12 条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第 13 条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第 14 条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第 15 条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第 16 条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第 17 条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第 19 条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第 20 条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第 21 条の規定による改正前の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第 23 条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第 24 条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第 26 条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 27 条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第 28 条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第 29 条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第 30 条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第 31 条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第 35 条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 5 年規則第 32 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

行政情報公開請求書

年 月 日

(実施機関名)

(あて先) \_\_\_\_\_

〒

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号  
〔法人その他の団体にあつては名称、事務所  
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏 名  
電話番号  
〔法人その他の団体の担当者その他連絡可能  
な方を記載してください。〕

日野市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政情報の公開を請求します。

請求する行政情報の名称又は内容	(請求する情報が特定できるように、文書等の名称又は知りたい情報の概要を具体的に書いてください。)	
行政情報の公開を必要とする理由 (該当するものの番号を○で囲んでください。)	1 調査・研究    2 取材    3 争訟    4 学習・勉強 5 その他 [ ] 内に具体的に記載してください。 [ ]	
行政情報の公開の方法 (希望する公開方法を○で囲み、郵送等による送付希望の場合は□にレを記入してください。)	1 閲 覧 2 視 聴 3 写しの交付(□郵送等希望)	(受 付 印)

第2号様式(第4条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

行政情報公開決定通知書

様

印

年 月 日付けの公開請求について、日野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり行政情報の全部を公開することを決定したので通知します。

行政情報の件名		
行政情報の公開をする日時及び場所	日時	年 月 日( )午前・午後 時 分
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開窓口(市役所1階) <input type="checkbox"/> その他 [ ]
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付( <input type="checkbox"/> 郵送等希望) <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
情報公開窓口	電話	内線
事務担当課	電話	内線



(裏)

この決定に不服がある場合

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に日野市を被告として(訴訟において日野市を代表するものは となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(第4条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

行政情報部分公開決定通知書

様

印

年 月 日付けの公開請求について、日野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり行政情報の一部を公開することを決定したので通知します。

行政情報の件名		
行政情報の公開をする日時及び場所	日時	年 月 日( )午前・午後 時 分
	場所	<input type="checkbox"/> 情報公開窓口(市役所1階) <input type="checkbox"/> その他 [ ]
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付( <input type="checkbox"/> 郵送等希望) <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
公開しない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	日野市情報公開条例第7条第 号に該当	
日野市情報公開条例第12条第2項の規定に該当する場合の行政情報を公開することができる時期	年 月 日。ただし、行政情報の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。	
情報公開窓口	電話	内線
事務担当課	電話	内線

(裏)

この決定に不服がある場合

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に日野市を被告として(訴訟において日野市を代表するものは となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第4条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

行政情報非公開決定通知書

様

印

年 月 日付けの公開請求について、日野市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり

{	<input type="checkbox"/> 行政情報の全部を公開しないことを決定したので	}
	<input type="checkbox"/> 行政情報が存在しませんので	
	<input type="checkbox"/> 行政情報の存否を明らかにしないことを決定したので	

通知  
します。

行政情報の件名	
公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由又は不存在の理由若しくは存否を明らかにしないこととした理由	
日野市情報公開条例第12条第2項の規定に該当する場合の行政情報を公開することができる時期	年 月 日。ただし、行政情報の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。
情報公開窓口	電話 内線
事務担当課	電話 内線

(裏)

この決定に不服がある場合

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に日野市を被告として(訴訟において日野市を代表するものは となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

行政情報公開決定等期間延長通知書

様

印

年 月 日付けの公開請求について、日野市情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

行政情報の件名	
日野市情報公開条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
情報公開窓口	電話 内線
事務担当課	電話 内線

第6号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

行政情報公開決定等期間特例延長通知書

様

印

年 月 日付けの公開請求について、日野市情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

行政情報の作名	
日野市情報公開条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき①公開決定等をする期間及び②同期間内に公開決定等をする部分	① 年 月 日から 年 月 日まで
	②
残りの行政情報について公開決定等をする期限	年 月 日
日野市情報公開条例第13条第3項を適用する理由	
情報公開窓口	電話 内線
事務担当課	電話 内線

第7号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

意見照会書

様

印

日野市情報公開条例に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政情報について公開請求がありました。本件公開請求に係る行政情報の公開決定等についてご意見があれば、別紙「公開決定等に係る意見書」により、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに回答してください。

公開請求に係る行政情報の件名	
公開請求年月日	年 月 日
行政情報に記録されている _____に関する情報の内容	
事務担当課及び意見書提出先	



別紙

公開決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関名)

(あて先) \_\_\_\_\_

〒

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては名称、事務  
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

連絡先 氏 名

電話番号

〔法人その他の団体の担当者その他連絡可  
能な方を記載してください。〕

年 月 日付け

号で照会のあった件について、次のとおり回答し

ます。

行政情報の件名		
公開決定に対する 反対意思の有無(い ずれかを○で囲む)	有	無
意見(公開決定に反 対する理由)		

第8号様式(第6条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

公開決定に係る通知書

様

印

年 月 日付けで意見の照会をしました に関する情報が記録された行政情報の公開請求について、日野市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政情報を公開することを決定したので通知します。

行政情報の件名	
公開決定の区別	<input type="checkbox"/> 公開(全部) <input type="checkbox"/> 部分公開
公開・部分公開決定をした理由	
公開をする日	年 月 日
情報公開窓口	電話 内線
事務担当課	電話 内線

(裏)

この決定に不服がある場合

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に日野市を被告として(訴訟において日野市を代表するものは となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

審査会諮問通知書

様

印

年 月 日付けの公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求について、日野市情報公開条例第20条の規定により、次のとおり日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会に諮問したので通知します。

行政情報の件名	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	電話 内線

### 3. 日野市情報公開事務取扱要綱

平成 14 年 3 月 28 日  
制定

改正	平成 16 年 3 月 10 日	平成 19 年 9 月 29 日
	平成 28 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	令和 3 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に定める情報公開に関する事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報公開窓口の設置及び事務)

第 3 条 情報公開制度の統一かつ円滑な運営と市民の利便を図るため、総務部総務課に情報公開窓口（以下「公開窓口」という。）を設置する。

(公開窓口で行う事務)

第 4 条 公開窓口は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報公開についての案内及び相談に関すること。
- (2) 情報公開についての連絡調整に関すること。
- (3) 請求書の受付に関すること。
- (4) 請求書（主管課用）の主管課への送付に関すること。
- (5) 行政情報の公開決定通知書等の送付に関すること。
- (6) 行政情報の公開の実施に関すること。
- (7) 行政情報の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (8) 行政情報公開請求に対する公開決定等についての審査請求の受付に関すること。
- (9) 総合的な情報の公表及び提供に関すること。
- (10) 情報公開制度の運用状況の公表に関すること。

(11) その他情報公開制度の運営に関し必要な事項

(主管課で行う事務)

第5条 行政情報を主管する課（室、所、事務局その他課に相当するものを含む。以下「主管課」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 主管する行政情報の公開についての案内及び相談に関すること。
- (2) 主管課の行政情報に係る請求書の受理に関すること。
- (3) 公開請求のあった行政情報の検索及び特定に関すること。
- (4) 条例第13条第2項及び第3項による行政情報公開決定等の期間延長等の決定に関すること。
- (5) 条例第14条第1項及び第2項の規定により、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。
- (6) 公開請求のあった行政情報に係る公開決定等に関すること。
- (7) 条例第14条第3項の規定により、第三者に対する公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日の通知に関すること。
- (8) 行政情報の写しの作成に関すること。
- (9) 行政情報の公開の実施に立ち会うこと。
- (10) 条例第15条に基づく審議会に対する報告に関すること。
- (11) 審査請求の受理及び審査会への諮問に関すること。
- (12) 審査請求に係る裁決に関すること。
- (13) 主管課における情報の公表及び提供に関すること。

(請求書の受付等)

第6条 請求書の受付に関する事務は、次の各号に掲げる事項に従い行うものとする。

- (1) 電話又は口頭による公開請求 条例第6条の規定により、電話又は口頭による公開請求は認めない。
- (2) ファクシミリによる公開請求 ファクシミリによる公開請求については、原則として請求書（規則第1号様式）によるものとする。
- (3) 決定期間の起算日 次に掲げる日を条例第13条第1項に規定する公開請求があった日とし、その翌日を決定期間の起算日とする。

ア 公開窓口で請求書を受け付けた場合は受付日

イ 郵便若しくは信書便又はファクシミリを利用した公開請求があった場合は、当該請求書が公開窓口には到達した日

2 主管課は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に公開決定等に係る決裁手続を完了しなければならない。

(行政情報の公開方法)

第 7 条 行政情報の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真

ア 閲覧の方法 原本を指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。行政情報の一部を閲覧に供する場合は、あらかじめ当該行政情報の写しを作成し、公開しない部分を削除した状態で閲覧に供する等の方法により行うものとする。

イ 写しの交付の方法

(ア) 単色の乾式複写機により、当該文書、図画又は写真の写しを作成し、交付する。

(イ) 公開請求に係る文書、図画又は写真に、非公開情報に係る部分がある場合は、当該部分を黒塗りにしたものを再度複写したものにより公開する。

(2) 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ及びビデオディスク

ア 視聴の方法 それぞれ再生機器等の通常の用法により行うものとする。これらの行政情報の一部を視聴に供する場合は、視聴に供する部分から非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときに、当該行政情報を視聴に供することにより行うものとする。

イ 写しの交付の方法

(ア) 録音テープ又は録音ディスクは録音カセットテープに複写したもの、ビデオテープ又はビデオディスクはビデオカセットテープに複写したものを交付する。

(イ) 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクに非公開情報に係る部分が存在する場合において、当該録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクから当該非公開情報に係る部分を容易に区分して除いた上で複写することができ、かつ、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより

公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該複写したものにより交付するものとする。

(3) 電磁的記録(録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ及びビデオディスクを除く。)

ア 閲覧の方法 紙に出力したものを指定の場で閲覧に供することにより行うものとする。ただし、画面のハードコピー(画面に表示されている状態をそのまま印刷する機能を用いて出力したものをいう。以下同じ。)による閲覧は行わない。

イ 視聴の方法 パーソナルコンピュータのファイルであって容易に対応できるときは、ディスプレイに出力したものにより行うものとする。

ウ 写しの交付の方法

(ア) 写しの交付の請求があったときは、原則として紙に出力したものを交付する。ただし、画面のハードコピーの交付は行わない。

(イ) 写しの交付を行う場合において、現有の機器等で容易に対応できるときは、当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスク又は磁気テープ等その他の電磁的記録媒体に複写したものを交付できることとする。

(ウ) 請求者が持参するフロッピーディスク、光ディスク又は磁気テープ等その他の電磁的記録媒体への複写による写しの交付は行わない。

エ 部分公開の取扱い

(ア) 紙に出力して公開するものについては、紙の文書と同様の処理を行う。ただし、処理の過程において、次の(イ)又は(ウ)の方法によることが事務処理上効率的かつ容易であると認められるものについては、その方法によることができる。

(イ) データで公開するものについては、非公開とする部分を記号等に置き換える処理をする。

(ウ) データベース等置換え処理が困難なデータについては、非公開とするデータ項目を削除又は出力しないこととした上で、ファイルレイアウト等によりデータの存在を示し、当該項目について非公開とする旨を付記する。

(エ) 置換え又は削除処理をすることにより、公開するデータの内容が変更される(関数、乗率、係数等でその後の計算がエラーとなるようなデータ等)場合は、紙による部分公開で対応する。



(行政情報の公開事務)

第8条 行政情報の公開の実施に当たっては、当該行政情報の主管課は原則的に立ち会い、当該行政情報及び当該行政情報に関連する事務の概要について請求者に対し説明するものとする。

2 行政情報の公開を受ける者が、当該行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、当該行政情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(写しの作成に要する費用)

第9条 写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの作成に要する費用は現金とし、当該費用の額を記載した納付書兼領収書を請求者に交付し、前納にて徴収するものとする。

(協議等)

第10条 主管課長は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ総務部総務課長（以下「総務課長」という。）と協議の上、当該決裁に合議を得るものとする。

- (1) 条例第13条第2項及び第3項の規定に基づき公開決定等の期間を延長する旨の決定をしようとするとき。
- (2) 公開請求に係る行政情報について、条例第7条第2号ただし書又は第3号ただし書のいずれかに該当するものとして公開する旨の決定をしようとするとき。
- (3) 公開請求に係る行政情報について、条例第14条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見照会をしようとするとき。
- (4) 公開請求に係る行政情報について、第三者に対する意見照会の手続を経た後、条例第14条第3項の規定により公開決定等をしようとするとき。
- (5) 公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定（公開請求に係る行政情報の存否を明らかにしないで公開請求の拒否（以下「存否応答拒否」という。）をするとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときの決定を含む。）をしようとするとき。
- (6) 公開請求に係る行政情報で非公開情報が記録されているものについて、条例第9条の規定に基づき公益上特に必要があるものとして公開する旨の決定をしようとするとき。

き。

(7) 前2号に掲げるもののほか、第5条に掲げる事務に係り、重大な問題が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2 主管課長は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ総務部政策法務課長と協議の上、当該決裁に合議を得るものとする。

(1) 条例第20条の規定により審査請求を却下し、又は当該審査請求に係る公開決定等を取り消し若しくは変更し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開する裁決をしようとするとき。

(2) 審査会に諮問しようとするとき。

(3) 審査会の答申を受けた後に審査請求に対する裁決をしようとするとき。

3 主管課長は、電磁的記録について公開決定等をするに当たっては、必要に応じ、総務課長又は情報政策課長に協議するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 情報公開制度に係る内部調整に関する要綱(昭和61年11月26日制定)は、廃止する。

付 則(平成16年3月10日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月29日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日)抄

(施行期日)

1 この要綱は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの要綱の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの要綱の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年4月1日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日野市情報公開事務取扱要綱の規定は、施行日以後になされた行政情報の公開手続について適用し、施行日前になされた行政情報の公開手続については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

写しの作成に要する費用

写しの作成種別	金額
(1) 乾式複写機により写しを作成する場合（単色刷り）	写し1枚につき10円（用紙の規格は日本工業規格A列3番まで）
(2) 単価契約、委託契約又は請負契約により写し等の作成をする場合	写し1件につき当該契約で定める相当額
(3) その他の方法により作成する場合	写し1件につき当該作成に要する実費相当額

備考

- 1 写しの交付の際、用紙の両面に写しを作成し交付する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 A3判を超える規格の用紙を用いて写しを交付する場合は、A3判との面積の比率により換算する。換算の結果、合計金額に10円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。

#### 4. 日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

平成9年4月2日

条例第12号

改正	平成13年12月28日条例第34号	平成17年3月31日条例第5号
	平成21年9月29日条例第28号	平成26年12月26日条例第22号
	平成27年9月30日条例第39号	令和4年12月19日条例第46号
	令和5年3月31日条例第17号	

(設置)

第1条 日野市情報公開条例（平成13年条例第32号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、日野市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第46号。以下「施行条例」という。）及び日野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号。以下「議会の個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく特定個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を図るため、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平成13条例34・平成26条例22・平成27条例39・令和4条例46・令和5条例17・一部改正）

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、個人情報保護法、番号法、情報公開条例及び議会の個人情報保護条例で使用する用語の例による。

（平成26条例22・平成27条例39・令和4条例46・令和5条例17・一部改正）

(所掌事項)

第3条 審議会は、情報公開条例、施行条例及び議会の個人情報保護条例の規定によりその権限に属するとされた事項のほか、次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

(1) 情報公開制度並びに個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重

## 要事項

(2) 番号法第 28 条の規定による特定個人情報保護評価に関する事項

(3) 市が管理する電子計算組織（以下「電子計算組織」という。）の管理、運用に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度並びに個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営並びに電子計算組織の運用に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。

（平成 13 条例 34・平成 26 条例 22・平成 27 条例 39・令和 4 条例 46・令和 5 条例 17・一部改正）

### （組織）

第 4 条 審議会は、次に掲げる者につき市長の委嘱する委員 10 人以内で組織する。

(1) 市民 4 人

(2) 学識経験者 6 人

2 審議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （招集）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

### （会議）

第 7 条 会長は、審議会において議長を務める。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （意見の聴取等）

第 8 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の

出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な調査をすることができる。

(平成 13 条例 34・一部改正)

(会議の公開)

第 9 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

- (1) 個人情報及び特定個人情報を保護するために必要があると認めるとき。
- (2) 情報公開条例第 15 条による報告を受けるとき。

(平成 13 条例 34・全改、平成 27 条例 39・一部改正)

(守秘義務)

第 10 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(罰則)

第 11 条 審議会の委員が、個人情報保護法第 176 条、第 180 条若しくは第 181 条又は議会の個人情報保護条例第 53 条から第 55 条までのいずれかに該当する行為をしたときの罰則の適用については、それぞれ当該各条に定めるところによる。

(平成 17 条例 5・全改、平成 21 条例 28・令和 4 条例 46・令和 5 条例 17・一部改正)

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

付 則

この条例は、個人情報保護条例の施行の日から施行する。

付 則 (平成 13 年条例第 34 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年条例第 5 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年条例第 28 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年条例第 22 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年条例第 39 号）  
この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則（令和 4 年条例第 46 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（令和 5 年条例第 17 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 5. 日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例

平成9年4月2日

条例第11号

改正 平成13年12月28日条例第33号 平成17年3月31日条例第5号

平成21年9月29日条例第28号 平成27年9月30日条例第38号

平成27年12月25日条例第52号 令和4年12月19日条例第46号

(題名改称)

令和5年3月31日条例第17号

### 目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 組織 (第3条—第6条)

第3章 情報公開・個人情報保護に関する審査手続 (第7条—第12条)

第4章 行政不服に関する審査手続 (第13条)

第5章 補則 (第14条—第16条)

第6章 罰則 (第17条)

### 付則

第1章 総則

(平成27条例52・章名追加)

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項、日野市情報公開条例(平成13年条例第32号。以下「情報公開条例」という。)第20条及び日野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問並びに情報公開条例第26条第4項の規定による実施機関からの意見の求めに応じて審査するため、かつ、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(平成13条例33・平成21条例28・平成27条例38・平成27条例52・令和4条例



46・令和5条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法、個人情報保護法、情報公開条例及び議会の個人情報保護条例で使用する用語の例による。

(平成27条例38・平成27条例52・令和4条例46・令和5条例17・一部改正)

## 第2章 組織

(平成27条例52・章名追加)

(組織)

第3条 審査会は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

2 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成27条例52・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、審査会において議長を務める。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、審査するため必要があるときは、部会を置くことができる。

(平成27条例52・一部改正)

## 第3章 情報公開・個人情報保護に関する審査手続

(平成 27 条例 52・章名追加)

(調査権限)

第 7 条 審査会は、個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項、情報公開条例第 20 条又は議会の個人情報保護条例第 45 条の規定による諮問(以下この章において「諮問」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る行政情報等(個人情報保護法第 82 条各項の決定に係る保有個人情報、情報公開条例第 11 条各項の決定に係る行政情報又は議会の個人情報保護条例第 24 条各項の決定に係る保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された行政情報等の公開又は開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第 1 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る行政情報等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項に規定する場合において、審査会は、同項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)にその意見を記載した書面(第 9 条及び第 10 条において「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平成 13 条例 33・全改、平成 21 条例 28・平成 27 条例 38・平成 27 条例 52・令和 4 条例 46・令和 5 条例 17・一部改正)

(意見の陳述)

第 8 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人又は参加人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人と

ともに出頭することができる。

(平成 13 条例 33・追加、平成 27 条例 52・一部改正)

(意見書等の提出)

第 9 条 審査請求人等は、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平成 13 条例 33・追加、平成 27 条例 52・一部改正)

(意見書等の写しの送付等)

第 10 条 審査会は、第 7 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平成 27 条例 52・全改)

(答申書の送付等)

第 11 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平成 13 条例 33・追加、平成 27 条例 52・一部改正)

(出資等団体に対する異議の申出に係る審査)

第 12 条 情報公開条例第 26 条第 4 項の規定による実施機関からの意見の求めに応じて審査するため必要があると認めるときは、異議の申出人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な調査をすることができる。

(平成 13 条例 33・追加、平成 27 条例 52・一部改正)

#### 第 4 章 行政不服に関する審査手続

(平成 27 条例 52・章名追加)

(法の規定による諮問に係る調査審議の手続)

第 13 条 審査会は、法第 43 条第 1 項の規定により諮問を受けたときは、法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 5 章第 1 節第 2 款の定めるところにより、調査審議の手続を行うものとする。

(平成 27 条例 52・追加)

#### 第 5 章 補則

(平成 27 条例 52・章名追加)

(会議の非公開)

第 14 条 審査会の会議は、非公開とする。

(平成 13 条例 33・旧第 8 条繰下、平成 27 条例 52・旧第 13 条繰下)

(守秘義務)

第 15 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平成 13 条例 33・旧第 9 条繰下、平成 27 条例 52・旧第 14 条繰下)

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平成 13 条例 33・旧第 11 条繰下、平成 27 条例 52・一部改正)

#### 第 6 章 罰則

(平成 27 条例 52・章名追加)

第 17 条 第 15 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平成 27 条例 52・追加)

付 則

この条例は、個人情報保護条例の施行の日から施行する。

付 則 (平成 13 年条例第 33 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年条例第 5 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年条例第 28 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 27 年条例第 38 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則 (平成 27 年条例第 52 号)

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の施行の日から施行する。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 38 年条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (令和 4 年条例第 46 号) 抄

改正 令和 5 年 3 月 31 日条例第 17 号

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部改正に伴う経過

措置)

- 13 施行日前に旧保護条例第 28 条の 2 又は旧特定保護条例第 32 条の 2 の規定により日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会にされた諮問に係る審査手続については、なお従前の例による。

(令和 5 条例 17・旧第 8 項繰下)

付 則 (令和 5 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 日野市情報公開制度の手引き

---

---

平成 28 年(2016 年)12 月 8 日 発行

令和 5 年 (2023 年) 7 月 19 日 改定

発 行 日 野 市

編 集 日野市総務部総務課

東京都日野市神明一丁目 12 番地の1

電 話(042)514-8128)

---

---

この手引きは、再生紙を使用しています。